

第4 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（1）生活保護の動向

（受給者数について）

令和元年10月時点の生活保護受給者数は約207万人（保護率：1.64%）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録した後、現在までに約10万人減少している。また、対前年同月伸び率は、平成22年1月の12.9%をピークとして、平成27年9月以降マイナスとなっており、減少傾向にある。

さらに、受給者数の動向を年代別にみると、高齢者の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成29年7月末時点で約49%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和元年10月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯であり、対前年同月伸び率は、平成30年2月以降マイナスとなっており、受給者数同様に減少傾向にある。

また、世帯数の動向を世帯類型別にみると、社会全体の高齢化と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯の増加が続いている一方、高齢者世帯を除く世帯は、良好な雇用情勢を背景として、平成25年2月のピーク時から約15万世帯減少している。

（2）改正生活保護法の着実な施行

平成30年通常国会において、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立し、同年6月8日に公布された。引き続き、改正生活保護法の着実な施行に向けた協力をお願いしたい。

今後、施行を予定している事項は以下のとおり。

（令和2年4月1日）

- ・無料低額宿泊所の規制強化（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2等）
- ・単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活支援を提供する仕組みの創設（生活保護法第30条第1項ただ

し書き)

(令和3年1月1日)

- ・被保護者健康管理支援事業の創設（生活保護法第55条の8）
- ・被保護者健康管理支援事業の実施に資するための国による調査分析等（生活保護法第55条の9）

2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所等の見直しについて

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている一方で、良質な生活支援を提供している施設について、その生活支援を制度上評価する仕組みがないことも課題として指摘されていたところである。

こうした課題を踏まえて、平成30年6月に社会福祉法及び生活保護法を改正し、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。（令和2年4月1日施行）

【社会福祉法の改正内容】

- ・住居の用に供するための施設を設置して第二種社会福祉事業を行う場合、その施設を「社会福祉住居施設」（※）と定義し、
 - ① 社会福祉住居施設を経営しようとする場合の事前届出制の導入
 - ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
 - ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設

※ 現行「社会福祉住居施設」に該当する施設は、無料低額宿泊所のみ

【生活保護法の改正内容】

- ・ 無料低額宿泊所等であって、日常生活上の支援の実施について厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事等が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置づけ
- ・ 単独での居住が困難と認められる生活保護受給者の日常生活上の支援について、福祉事務所が当該住居施設に委託し、委託に要する費用を支弁できる仕組みを創設

これらの改正事項の施行に向けて、厚生労働省では有識者、自治体関係者、事業者等を構成員とする「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」を開催し検討を行ってきたところである。議論の内容等については、厚生労働省のホームページに検討会の資料及び議事録を掲載しているので参照されたい。

(2) 無料低額宿泊所の規制の強化

無料低額宿泊所の規制の強化については、上記検討会における意見を踏まえ、昨年8月19日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令第34号）を公布した。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、厚生労働省令を基にして無料低額宿泊所の基準を定める条例を制定いただいているところであるが、現在、策定作業中の自治体においては、令和2年4月1日の施行に支障が生じないよう策定作業を進められたい。

なお、改正法の施行に際しては、現在、無料低額宿泊所を運営している事業者においても、改正法に基づく届出を改めて行う必要がある。管内の事業者に対して、各自治体における条例の内容とあわせて、事業実施の届出の提出について周知徹底を図られたい。また、無料低額宿泊所等からの居宅移行支援対策について、これらの支援を強化するため、従前から実施していた「居宅生活移行支援事業」や「居住の安定確保支援事業」を再編し、新たに「居宅生活移行総合支援事業」として実施することとしている。居宅での生活が可能な者の居宅移行を推進する観点から、当該事業の積極的実施を検討されたい。

(3) 日常生活支援住居施設の創設

日常生活支援住居施設の認定及び当該施設への日常生活上の支援の委託に関しては、先掲の検討会の意見をもとに制度の詳細について検討を進めているところであるが、令和2年4月以降に施設の認定作業等を進め、令和2年10月から当該施設への日常生活支援の委託の開始を予定している。施行に向けては、今年度中に日常生活支援住居施設の認定要件を定める厚生労働省令を公布することとしているので、ご承知おきいただきたい。

また、令和2年度予算案には、日常生活支援住居施設へ生活保護受給者の日常生活支援を委託する場合の委託事務費について必要な予算を計上したところである。日常生活支援の委託事務費の詳細については、令和2年度予算の成立及び日常生活支援住居施設にかかる省令の公布をあわせて通知する予定であるので、各自治体におかれては認定事務の実施及び委託の実施に向けて準備等を進められたい。

なお、日常生活支援住居施設へ委託事務費の支給に関して生活保護業務システムを改修する場合、当該改修費用に対する補助を行うため、令和元年度補正予算案において必要な予算を計上しているところであるので、システム改修等を行う自治体は活用を検討されたい。

(4) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号）により、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図られたい。

また、令和元年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用の補助を行っているほか、令和2年度において当該費用の事業者負担について福祉医療機構における融資制度を設ける予定であるので、当該補助制度等の活用も含め、防火安全対策の推進に努めていただきたい。

3 就労支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援について

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「就労準備支援事業」に取り組んでいただいている。

これらの就労支援の実施状況については、「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、新たに令和 3 年度までを目標とした KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を令和 3 年度までに 65%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を令和 3 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を令和 3 年度までに 45%とする

ことを定めたところである。

（※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」についても引き続き盛り込まれている）

従来の平成 30 年度までの KPI においては、特に就労支援事業等の参加率が低調となっていたことから、新たに設定した KPI の目標も踏まえ、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対して適切な支援が行われるよう、就労支援員の増員等による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施、就労自立給付金の制度周知など、積極的な取組をお願いしたい。

また、厚生労働省で昨年度開催した「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」の報告書においては、生活保護受給者の高年齢化や、障害がうかがわれる者や就労経験が乏しい者、ひきこもりなど就労に向けて課題を多く抱える者の割合が増加している現状を踏まえ、それらの課題を抱える方に対する多様な働き方の支援の実施の必要性について指摘されたところである。

厚生労働省においても、当該報告書の指摘を踏まえ就労支援の充実強化対策に向

けた調査研究等を行っているところであるが、各自治体においては、就労準備支援事業の積極的实施など、就労に向けて課題を抱える者の支援の充実を図られたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

○ 就労支援事業等の参加率

平成 30 年度 就労支援促進計画の実績値平均 57.4%（速報値）

○ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合

平成 30 年度 就労支援促進計画の実績値平均 42.1%（速報値）

○ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）

平成 28 年度 36.6%

（２）就労自立給付金の見直しについて

就労自立給付金については、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるよう、平成 30 年 10 月から以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行っている。

【見直し内容】

- ・仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2 万円、複数世帯：3 万円）
- ・積立率を一律 10%とする

これにより就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できることとなった。各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図るため、事前に給付金の周知に努めるとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言や手続きの支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

4 子どもの大学等進学支援等について

子どもの貧困対策に関しては、子どもの貧困対策推進法の改正法が、令和元年9月7日に施行され、同法に基づく新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が同年11月29日に閣議決定されたところである。

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、平成30年4月時点で36.0%であり、全世帯の72.9%と比較して低い状況であり、新たな子どもの貧困対策大綱においても、引き続き貧困対策の指標として設定されている。

生活保護世帯を含む低所得世帯の大学等への進学を支援するため、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づく、高等教育の修学支援新制度（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の学生等への授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充）が令和2年4月より導入されるところである。

また、生活保護制度における大学等への進学支援については、これまでも高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定除外とするなどの支援を行うほか、平成30年度から、更なる支援策として、大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」制度の創設したほか、進学後も転居せずに引き続き出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じたところである。

については、各実施機関においては引き続き高等学校等を卒業して大学等への入学を希望している者について事前に把握するとともに、対象となる世帯に対して修学支援新制度に関する情報提供、進学準備給付金制度等の周知や申請手続きに関する支援を行い、これらの進学支援対策が確実に適用されるよう支援を行われたい。

また、卒業後の進路選択に際しては、早い段階から検討や準備を進めることが重要であることから、高校入学直後の早い時期から大学等への進学に向けて活用できる支援制度の説明を行うなど実施機関における丁寧な支援をお願いしたい。平成30年度から予算補助事業として実施している「家計改善支援事業」においては、大学等の進学費用に関する相談支援も補助対象事業としているため同事業の積極的実施にも努められたい。

なお、厚生労働省では、今年度、進路選択にあたって必要な情報や支援策等をまとめた冊子「○（マル）カツ！」を作成したので、各実施機関が本人や保護者等に対して周

知を図る際に活用いただきたい。

5 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

(1) 被保護者健康管理支援事業について

(i) 事業の概要について

被保護者は、多くの健康上の問題を抱えるにもかかわらず、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健診受診率が 10%以下に留まる等、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。また、多くの被保護者は医療保険者が実施するデータヘルスの取組の対象とはなっていないが、福祉事務所による健康に関する支援は一部においてのみの実施となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行されることとなっているため、全福祉事務所で確実に実施されるよう必要な配慮をお願いしたい。

本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。

具体的な実施方法としては、平成 30 年 10 月 2 日付け事務連絡にて、各自治体の試行用の手引きを配布した（以下、「試行用手引き」という。今年度内に、改訂版を配布予定）が、以下の進め方を想定しているところである。

- ①自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握
- ②それに基づき自治体毎に事業方針を策定（以下の取組例のオに加え、ア～エから一つ以上を選択。）
 - ア 健診受診勧奨
 - イ 医療機関受診勧奨
 - ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援

エ 主治医と連携した保健指導・生活支援

オ 頻回受診指導（同行受診指導や、医療券発行の際の指導を含む）

③リスクに応じた階層化を行い、集団または個人への介入を実施

④事業評価を行い事業方針に反映

事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している各市町村の保健部局に対して健康増進法に基づく健康診査の受診状況等の情報提供を求め、未受診者に対しては、健診の受診勧奨を行ったり、健診結果が芳しくない場合などには健康増進事業として実施している事業へ被保護者をつなげるなど、保健部局と協力することが重要であるため、被保護者健康管理支援事業の企画段階から、保健部局と連携体制を構築することが重要である。このほか、被保護者の状況に応じた健康管理支援をきめ細かく実施するために、介護関係部局などの行政内部の他部局や地域の社会資源との連携体制についても構築しておくことが求められる。さらに、事業の実施にあたっては、現状の調査・分析や介入の実施等において外部委託を活用することも考えられる。その際、国民健康保険の保険者と情報共有を行い、保険者が実施する保健事業を実施する主体（医療機関や民間企業等）へ委託すること等により、国民健康保険分野におけるデータヘルスに関する取り組みと一体的に実施していただくことも考えられる。

（ii）来年度の事業について

被保護者健康管理支援事業の円滑な施行（令和3年1月）に向けて、今年度から、試行事業の実施を含む計画的な準備をお願いしているところであり、およそ全体の1/3程度の福祉事務所において、非常勤保健師等や同行支援員の雇用による事業計画の策定や支援の実施、データの収集・分析といった「試行事業・準備事業」を開始いただいているところである。

来年度においても、法施行前は引き続き準備作業を実施していただくことになるが、令和2年4月～12月実施分は補助率10/10で国庫補助できるよう必要な予算を計上したので、施行に向けて積極的に活用の上、ノウハウを蓄積していただきたい。

また、法施行後は必須事業として全福祉事務所で実施していただくことになるが、初年度は実施期間が1月～3月と短期間であるため、当該期間においては、例えば

前述の（i）で示した実施方法のうち、①のデータ分析、課題把握や②の事業方針策定まで実施していただき、再来年度から本格的に介入支援を開始していただく等、段階的に開始いただくことも可能である。

なお、国庫補助、国庫負担の概要については下記の通りである。法施行後は、改正生活保護法第75条第1項第三号及び第四号に基づく国庫負担（負担率3/4）となるので、ご留意いただきたい。

令和2年4月1日～12月31日：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金にて国庫補助（補助率10/10）

令和3年1月1日～3月31日：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金にて国庫負担（負担率3/4）

※「子どもとその養育者への健康生活支援」については、法施行後も引き続き生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の事業メニュー（補助率10/10）として存続する予定。

（iii）担当国会議の実施について

事業に係る当面の方針の説明や、準備・試行事業における実施事例の横展開を目的とし、今年度内に下記の通り被保護者健康管理支援事業の担当国会議を実施することを予定しているので、積極的に参加されたい。

日 程：令和2年3月16日（月）

会 場：都内（新橋駅・内幸町駅近辺）の会議室

時 間：PM 半日程度

参加者：都道府県本庁・指定都市・中核市の担当者各1～2名程度

（2）頻回受診の適正化について

昨年度、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行い、各自治体においては、こうした考え方により対象者を抽出し、指導に繋げていただいているところである。

頻回受診に係る適正受診指導については、従来から実施していたものであるが、更

なる対策として、平成30年度以降、一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に福祉事務所の職員が付き添うなどの指導強化を行う事業を行う自治体に対して予算補助を実施している。当該取組は、先述の通り、健康管理支援事業の事業メニューとして実施することが可能になり、恒久的に予算措置できることとなる。

また、適正受診指導においては、医学的知見に基づく判断が重要であるという観点から、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成する事業の予算も引き続き計上しているので、積極的に配置いただきたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策については、従来から「新経済・財政再生計画改革工程表」（経済財政諮問会議決定）において「窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することとされており、今後も更なる対策が必要となる可能性があるので、ご承知おき願いたい。

（３）薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、今年度から、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、いくつかの自治体において実施しているところである。

こうした事業については来年度予算案においても同様に実施できるものとして計上したところであり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、将来的な全国展開も視野に入れて推進したいと考えていることから、各自治体においては実施に向けて積極的に検討いただきたい。

（４）後発医薬品の原則使用について

医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、「2018年度以降の毎年度において80%」を掲げている。

生活保護制度では、着実にその使用割合は増加しているところであり、平成 29 年 6 月時点で、医療全体よりも使用割合が高くなっている。しかしながら、さらに取組を進めるためには、運用ではなく制度的対応として、後発医薬品の原則化が必要との要望が出されていた。

こうした状況を踏まえ、昨年、生活保護法第 34 条 3 項を改正し、生活保護制度においては、医師又は歯科医師（以下、「医師等」という）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものであり、平成 30 年 10 月 1 日から施行されている。

施行以降、各自治体においては上記の取扱いについてご協力いただいているところであり、感謝申し上げます。原則化後の使用割合は現時点で明らかになってはいないが、いくつかの自治体からは大きく伸びている旨の報告をいただいているところであり、今後も引き続き適正に運用されたい。

6 介護扶助について

（１）指定介護機関に係る指定の効力の停止について

平成25年の生活保護法改正により、平成26年 7 月 1 日（法施行日）以降に介護保険法の取扱機関となった全ての介護機関は、生活保護法第54条の 2 第 2 項の規定に基づき、生活保護法の指定を受けたものとみなすこととなっている。

これに併せて、生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関は、介護保険法の取扱機関でなくなった場合（介護保険の指定等の辞退、廃止、取消し又は効力が失われた場合）、連動して生活保護法による指定の取消し等効力を失うこととされている。しかしながら、介護保険法による指定等の全部又は一部の効力の停止（以下「効力の停止」という。）が行われた場合については、連動して生活保護法による指定の停止の効力を行う規定は設けられていないところである。

このため、介護保険法による効力が停止された指定介護機関については、連動して生活保護法による効力（介護保険法による効力が停止されている部分に限る。）の停止が行われるようにすることについて、地方公共団体から要望があったところである。今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 1 2 月 2 3 日閣議

決定)により、法律の改正により措置する方針となっているので、ご承知おき願いたい。

7 令和2年度の生活保護基準について

(1) 令和2年度の生活扶助基準(第1類・第2類)について

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うとともに、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

令和2年度の生活扶助基準の改定については、平成30年10月から3回にわけて段階的に行う見直し(年齢、世帯人員、居住地域別にみたそれぞれの消費実態と基準額のばらつきを是正)の施行3年目分を令和2年10月から実施することとしている。

(2) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、児童養育加算及び母子加算については、平成30年10月から3回にわけて段階的に行う見直しの施行3年目分を令和2年10月から実施することとしている。

また、住宅扶助(住宅維持費)や生業扶助(技能修得費)等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等(重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等)については、従前のおり他制度と連動した改定を行うこととしているので、ご了解願いたい。

(3) 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響

平成30年10月から3回にわけて段階的に行う生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、平成30年1月19日の閣僚懇談会において、政府の対応方針として、

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方と

すること

- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成 30 年度の影響はなく、平成 31 年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

について確認したところである。

それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにするなど、各府省、地方自治体と協力しながら今後、対応していくこととしている。

また、昨年度に引き続き、上記の対応方針を踏まえた通知を令和元年 9 月 27 日付で、厚生労働省から各自治体宛に周知するとともに、広範かつ確実に周知がなされるよう、関係各省庁に対しても、同趣旨の事務連絡を発出し、各自治体の関係部局に内容を周知するよう依頼を行ったところであり、生活保護担当部局においても関係部局と連携の上、自治体内部での幅広い周知をお願いしたい。

さらに、従前より、保護の停廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしていることから、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

このため、国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等をも含む、保険料・自己負担金等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の停廃止を行うことに改めて留意願いたい。

8 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手

続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでなければ申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であるから、福祉事務所において適切な対応がなされるよう、引き続き周知徹底願いたい。

(2) 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成 30 年 10 月 1 日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところである。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である 4 月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続きを簡便かつ円滑に行うために、制度施行の際に各自治体向けに配布したリーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

(3) 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えたところである。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者において取扱いが徹底されるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ公布する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように配慮されたい。

（４）高校生のアルバイト収入の申告漏れについて

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会や生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、高校生のアルバイト収入の申告漏れに関しては、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合があり、子どもの自立への意欲を削がないような対応に見直すべきとの意見があった。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、不正受給の意思の確認にあたっては世帯主及び世帯員の病状や家庭環境等を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ない場合には、不正受給ではない生活保護法第 63 条に基づく費用返還として取り扱うことができることとしているので、ご了解願いたい。

(5) 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担が生じているとともに行政機関においても行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。現行、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしているが、こうした照会の電子化を見据え、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日 社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日 社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しの添付を省略することとしているのでご了解願いたい。

また、金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式を O C R で電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会する地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関や生命保険会社への資産調査については、上記通知で示している所定の様式を使用していただく必要があるので、その旨、改めてご了解願いたい。

9 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適切な実施について

生活保護法施行事務監査は、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営されるよう指導・援助するものであり、本年度においても、各都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、積極的に取り組まれている。

特に、本年度の国の監査結果からは、これまで本庁に対して求めてきた、継続した課題を抱える実施機関への効率的・効果的な監査について、改善が図られてきている。しかしながら、一部本庁の監査において、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証を十分に行い、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるためには、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の個々の課題への指導・援助はもとより、根本的な課題の解消に向けた効果的な指導を継続して行うことが重要であるので、引き続き、適切な監査の実施に向けた体制の維持及び充実強化への特段の配意をお願いする。

(2) 令和2年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査において、適切な援助方針の策定や的確な訪問調査活動の実施をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、経理事務の事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助といったことが不十分な実施機関もあり、そうした機関で

は、結果として多くの課題が認められている。これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、令和2年度の国の監査における重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

イ 監査の実施方法について

令和2年度においても、全ての都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査における実施機関の選定については、管内において課題の多い実施機関や基幹的位置付けにある実施機関等を中心に実施することを想定しており、対象実施機関の選定に当たっては、追って、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活保護指導職員会議の開催について

令和2年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定であるので、監査担当職員等の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本会議日程の前後において、令和元年度の国の監査結果等を踏まえ、一部の本庁に対し、令和元年度監査にかかる是正改善状況の確認及び当該本庁の令和2年度監査方針等について、打合せを実施する予定であるので、併せて配慮をお願いする。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催時期：令和2年4月下旬 場所：東京都内

(3) 不正受給の未然防止等の取組について

不正受給対策については、各実施機関における課税調査や年金調査による各種収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組の徹底に加え、平成25年の法改正（平成26年7月1日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整の強化を行ったことなどにより、着実な取組が図られてきた結果、平成30年度の不正受給件数・金額は、37,287件・約140億円となり、件数、金額ともに前年度と比べて減少している。（別紙参照）

引き続き、不正受給の未然防止及び適切な徴収金の徴収等について、更なる指導の徹底をお願いします。

(4) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に準じ、計画的な見直し（令和2年度～6年度／29人の削減）を行う予定である。

令和2年度においては、全国で6人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(5) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

令和2年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いします。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

ア 新任生活保護査察指導員等基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和2年5月中旬

場 所：東京都内

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：調整中

場 所：未定

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
26	43,021	17,479,030	406	152	10,512
27	43,938	16,994,082	387	212	10,587
28	44,466	16,766,619	377	220	10,509
29	39,960	15,530,019	389	140	9,619
30	37,287	14,003,825	376	126	9,658

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	20,800	46.8%	18,741	46.9%	17,281	46.3%
稼働収入の過小申告	5,632	12.7%	5,112	12.8%	4,462	12.0%
各種年金等の無申告	7,632	17.2%	6,742	16.9%	7,156	19.2%
保険金等の無申告	1,275	2.9%	1,099	2.8%	1,003	2.7%
預貯金等の無申告	456	1.0%	436	1.1%	372	1.0%
交通事故に係る収入の無申告	619	1.4%	574	1.4%	461	1.2%
その他	8,052	18.1%	7,256	18.2%	6,552	17.6%
計	44,466	100.0%	39,960	100.0%	37,287	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

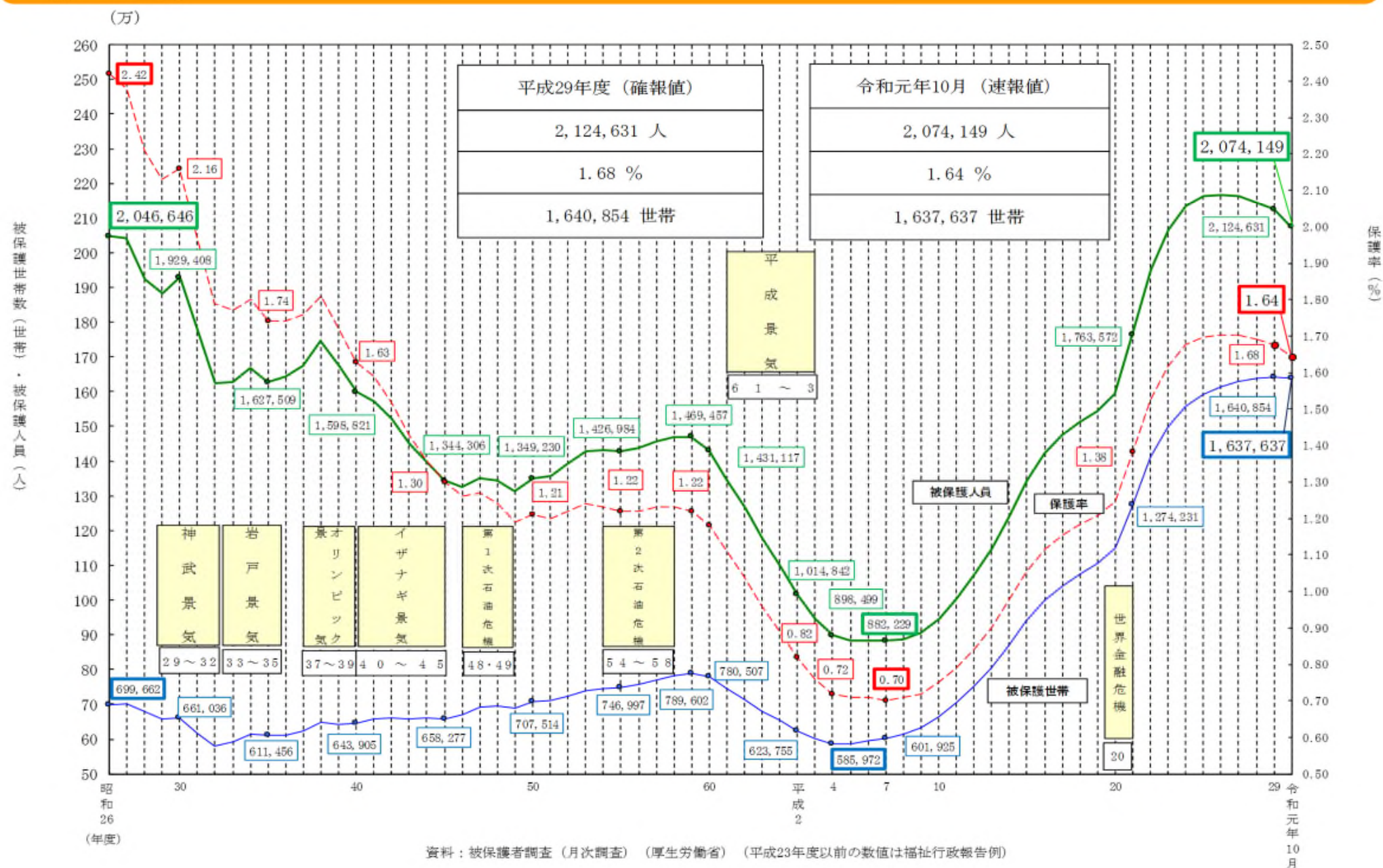
3. 不正受給発見の契機の状況(平成30年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.8%)	(4.2%)	(6.0%)	(100.0%)
33,468	1,565	2,254	37,287

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

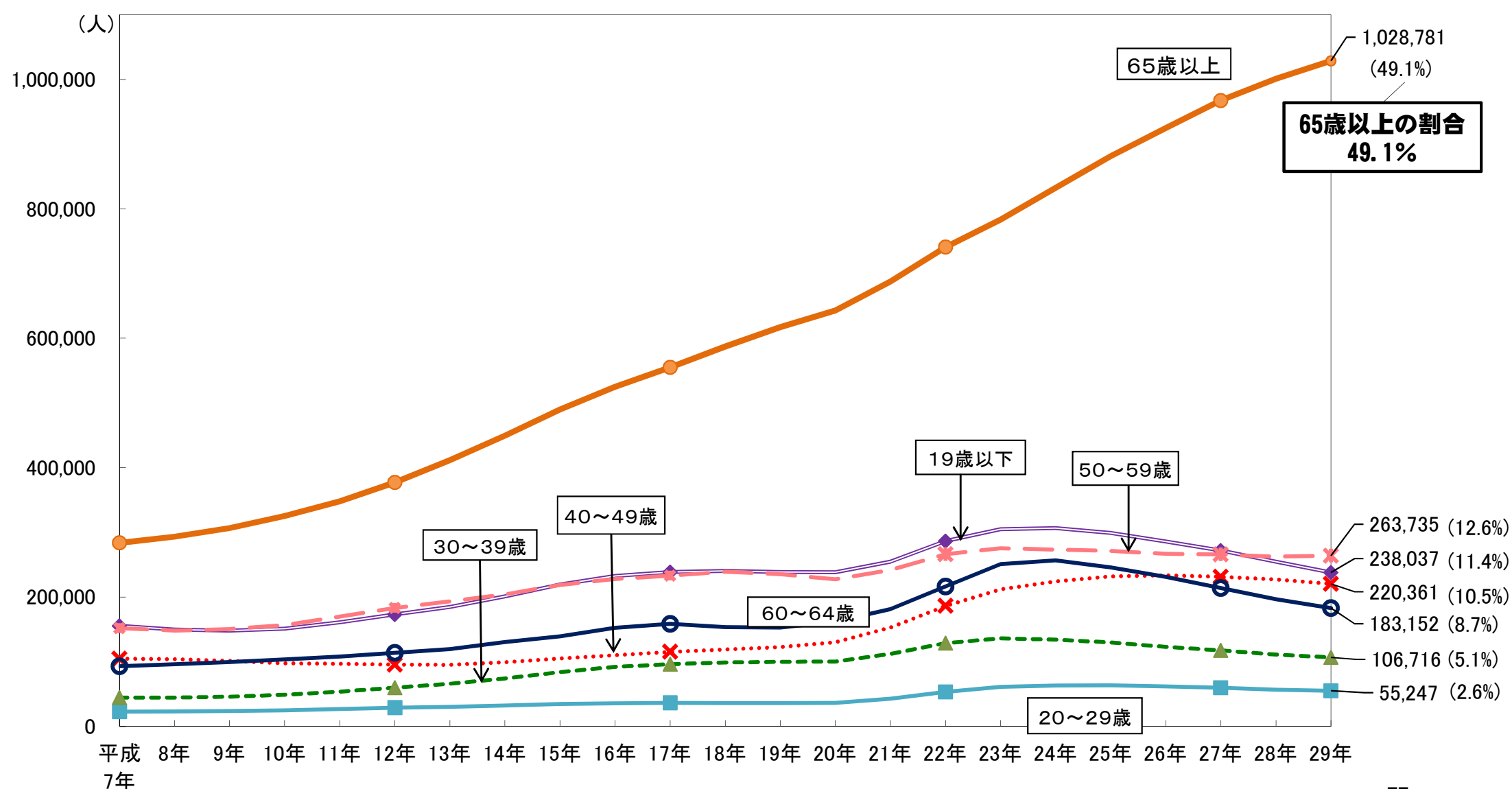
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約207万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



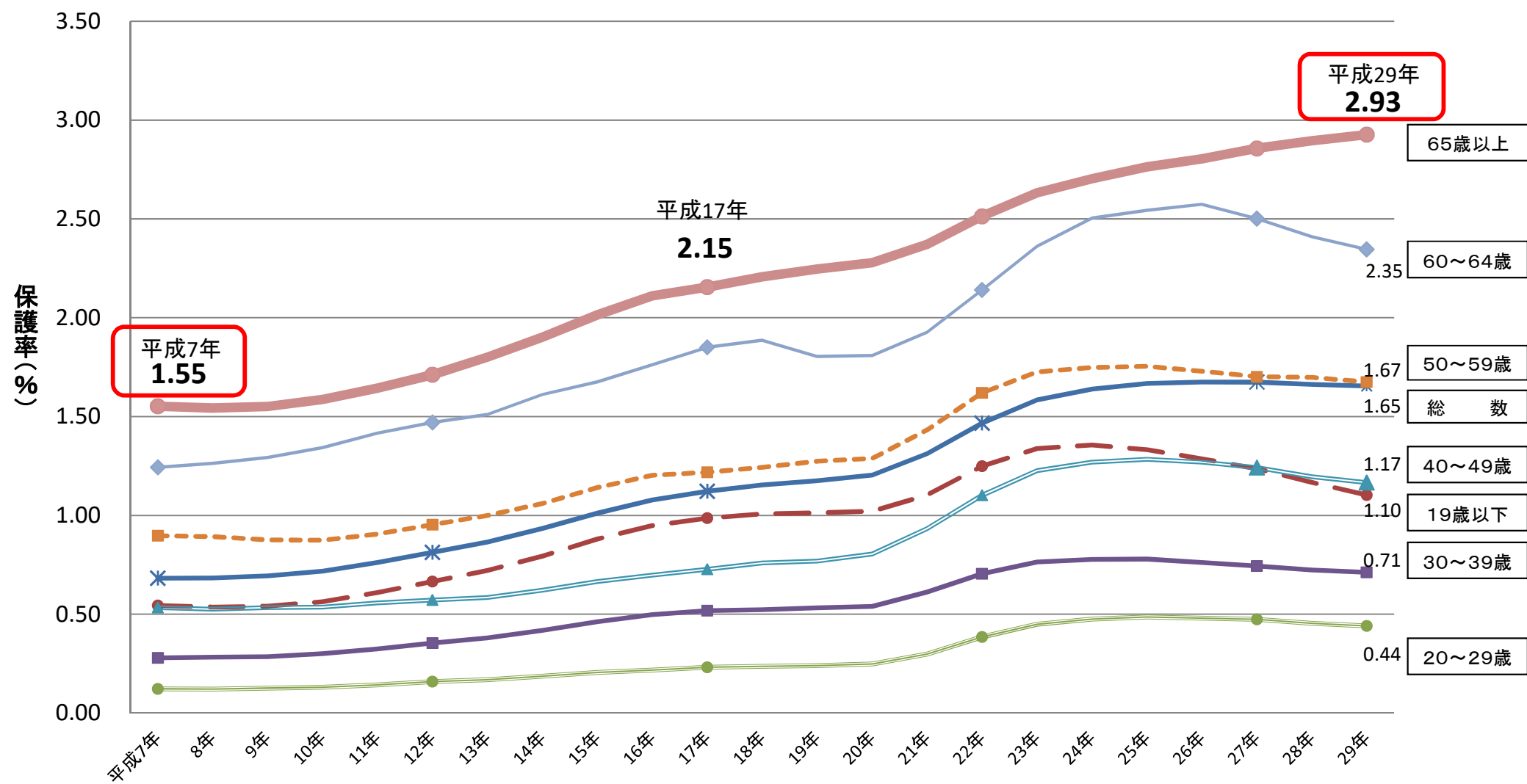
年齢階級別 被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の49.1%は65歳以上の者**。



年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。

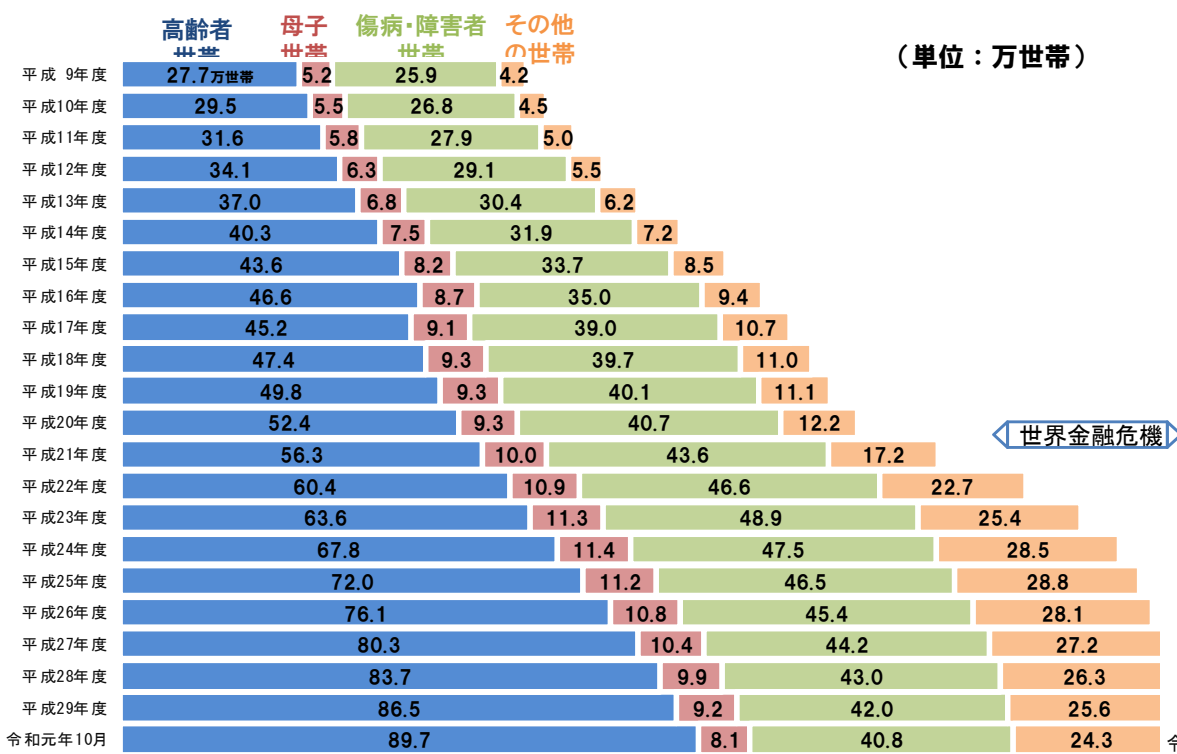


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

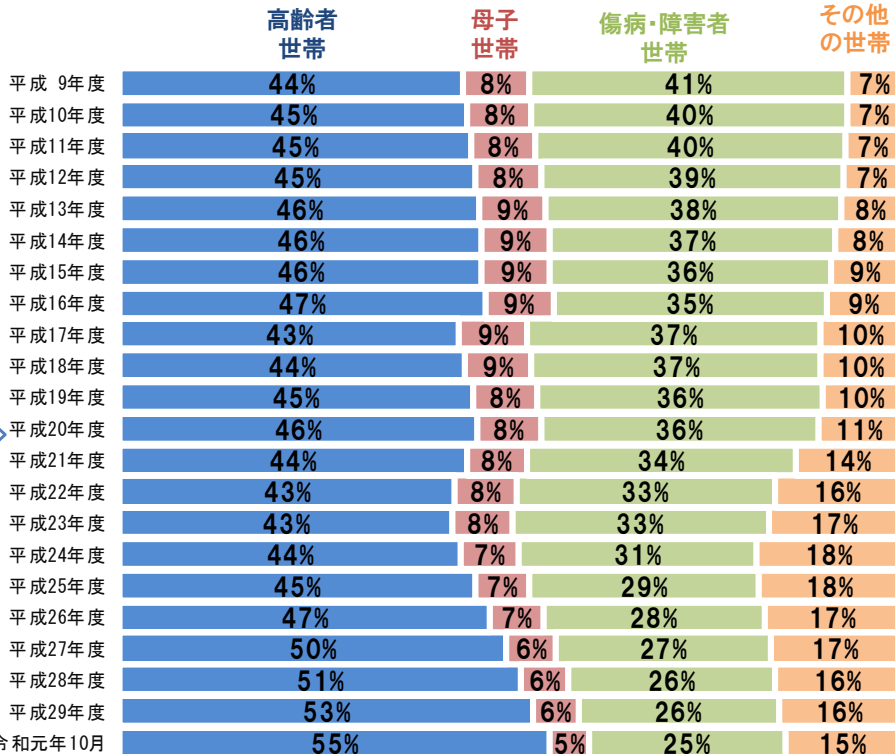
世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



（単位：万世帯）

世界金融危機

世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の91.5%が単身世帯（令和元年10月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

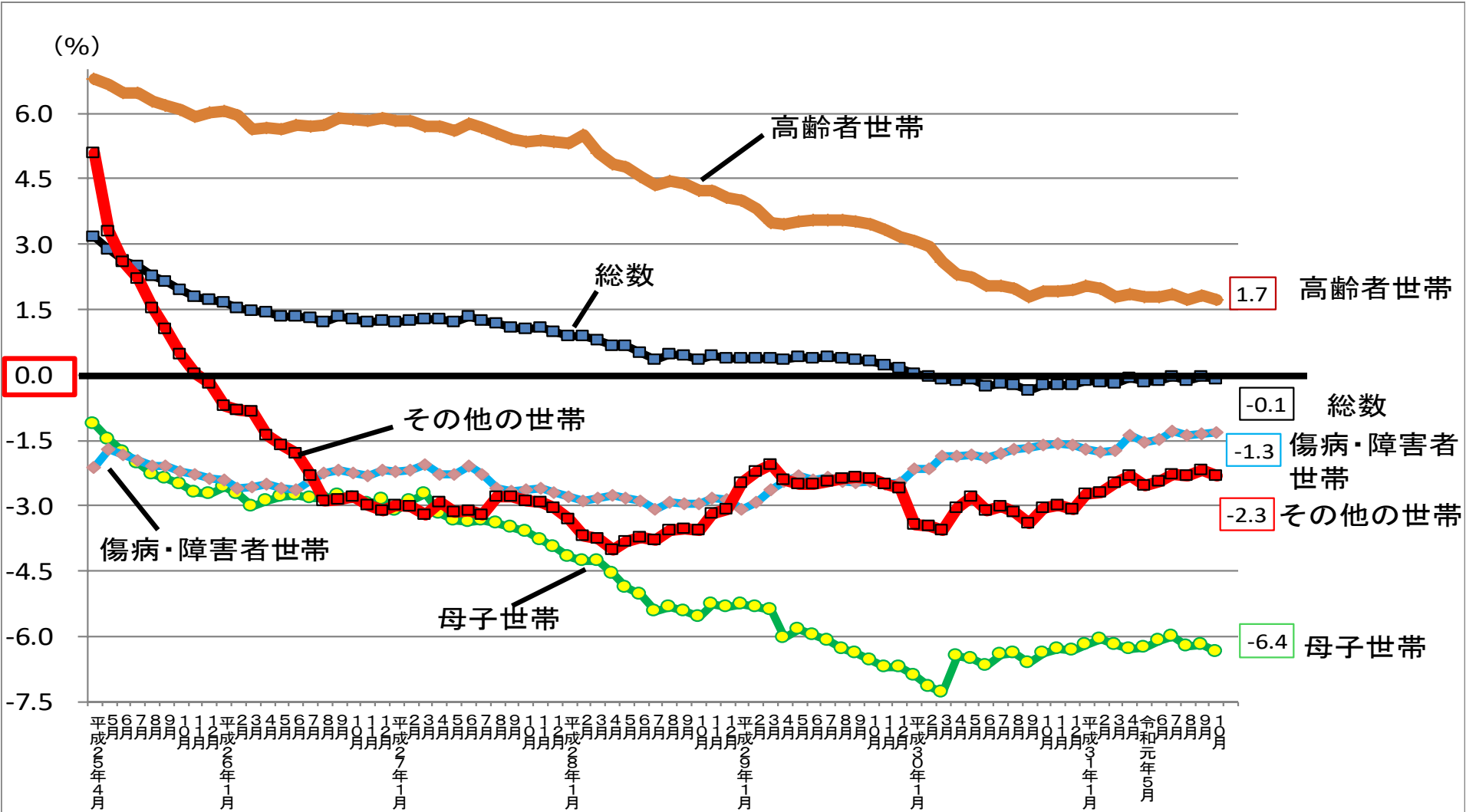
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和元年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○ 世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」はゆるやかに低下しつつプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（平成30年4月以降は速報値）
※総数には保護停止中を含む。

生活困窮者等の自立を促進するための
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

	取組事項/措置内容		実施年度			K P I	
			2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④⑩	就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《厚生労働省》				○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】
	④⑪	生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》			○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2021年度までに65%】 ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度100%】 ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】	○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】 ○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	④⑫	平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》				

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

○ 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

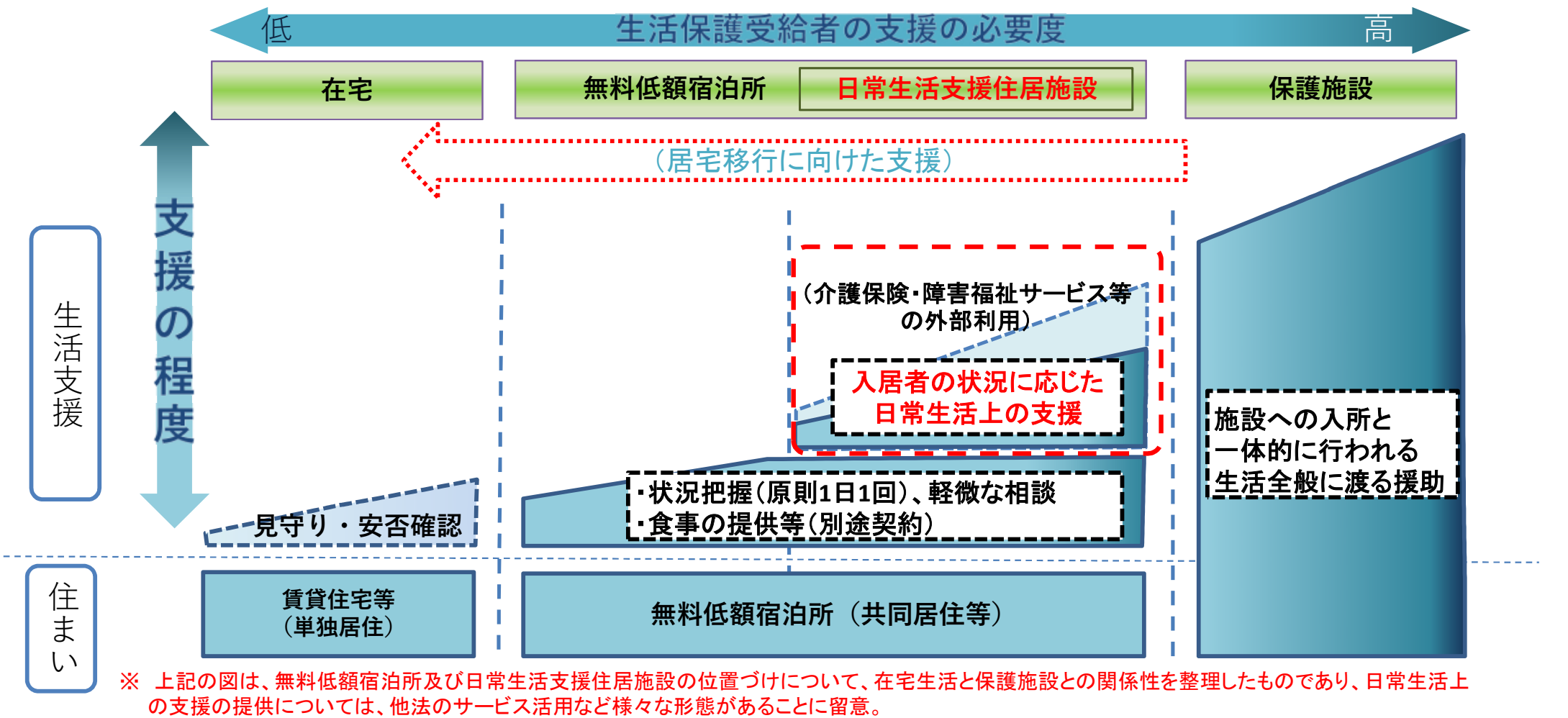
- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の明確化	・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。
居住環境の整備	・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。 ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。
防火・防災対策	・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。 ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
利用手続き・利用料金の適正化	・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。 ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。 ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。 ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。
長期入居の防止・居宅生活移行	・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。 ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。 ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

事業概要

【令和2年度予算（案）】 1,339,178千円 【新規】
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
負担率：3／4

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。



日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の交付について(案)

日常生活支援住居施設の支援対象者及び支援内容

- 【支援対象者】
- ・ 生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難であるが、心身の状況等から社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した者
- 【支援内容】
- ・ 個々人の生活上の課題に応じた個別支援計画を策定し、当該計画に基づいて、家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援、関係機関との調整などの支援を行う

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の設定

- ・ 日常生活支援住居施設は、利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)の配置を要件とし、当該体制を整備した上で、入居者に日常生活支援を行う場合に、支援に要する委託事務費を交付する。
- ・ より手厚い支援が必要な入居者に対して適切な支援を行うために職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置を行う。(その他、各地域の人件費水準の差に応じた地域別の単価、施設の定員規模に応じた規模別単価を設定)
- ・ 委託事務費の交付にあわせて、居室面積が狭隘な施設について住宅扶助上限額の減額措置、施設が入居者から受領する利用料(基本サービス費)について上限額を設定する。

＜委託事務費単価(案)＞

○入居者1人あたり月額＜地域別＞ 29,100円 ～ 23,400円

→ このほか、要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合であって、職員配置について、常勤換算で、10:1、7.5:1、5:1以上で配置している施設及び宿直職員を配置している施設については、加算措置を講じる。

※ 入居者から受領する利用料(基本サービス費分)の金額は、月7,000円を上限とする。

制度施行(委託事務費の交付等)スケジュール

- ・ 施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始する。
- ※ 居室面積が狭隘な施設への住宅扶助の面積減額措置について、委託事務費の交付開始時期とあわせて開始する。

【令和2年度予算(案)】 600,000千円
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体（補助率：3／4）

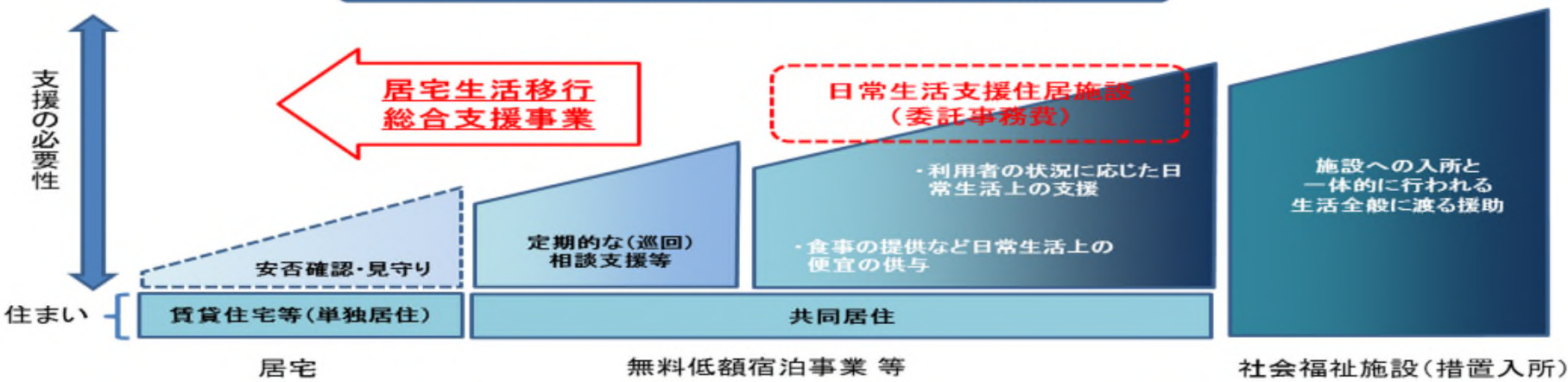
要求要旨

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

事業概要

- 1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）
 - 居宅移行に向けた相談支援
転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
- 2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援
 - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）
巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
- 3. その他、居宅移行支援のための環境整備
 - 不動産事業者への働きかけ等
家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
 - 関係機関との連携・体制構築
居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

生活保護受給者等の居住の場と支援内容（概念図）



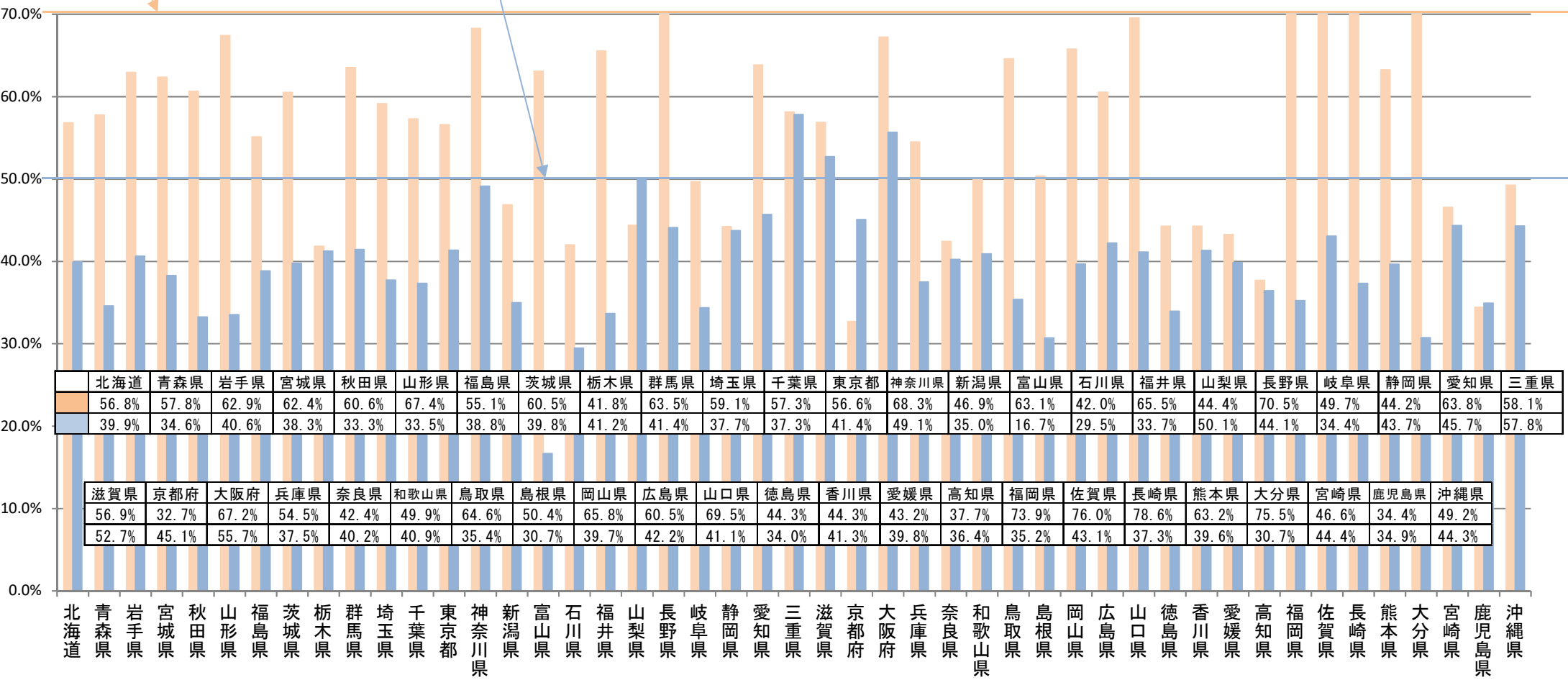
就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には約38ポイントの差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には約41ポイントの差がある。

目標2021年度までに
就労支援事業等に参加可能な者の参加率65%

目標2021年度までに
就労支援事業を通じた就労・増収率50%

全国平均：就労支援事業への参加率 57.4%
就労支援事業を通じた就労・増収率 42.0%



生活保護受給者に対する「就労支援」のあり方の見直しについて (生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会 報告書概要)

現状と課題

- 生活保護制度では、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」の3つの「自立」を支援するため、「自立支援プログラム」として対策を推進してきたが、就労支援については、主として就労阻害要因の少ない者を対象に、一般就労による経済的自立を目標とした支援が実施されてきた。
- これまでの就労支援については、事業参加者のうち約半数が就労に結びつくなど一定の効果を上げてきたが、一方で、現に生活保護を受給している者は、高年齢化していたり、障害が窺われる者や就労経験が乏しい者、ひきこもりなど就労に向けて課題を多く抱える者の割合が増加している現状にある。
- 一般就労に向けて課題を抱える者については、本人が就労を希望していてもそもそも就労支援の対象から除外されたり、対象者に応じた効果的な就労支援が行えず、一般就労に結びつかないまま支援期間が終了してしまう場合も見受けられている。

見直しの考え方

- 「働くこと」は、労働の対価として収入を得ることの他にも、働くことを通じて、社会とのつながりや自己のやりがい、達成感を得ることも重要な要素であり、生活保護受給者に対する就労支援についても、一般就労だけでなく、多様な働き方を通じて生活を豊かにするための就労支援の充実を図る。

見直しの方向性

1. 自立支援のあり方の再整理

- 高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、**支援が必要な人に対する確実な支援の実施**
 - ・アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
 - ・課題に応じた包括的・個別的な支援の実施

2. 課題を抱える者に対する就労支援のあり方

- 「一般就労」のみではなく、**本人の課題や意向に応じ、日常生活自立や社会生活自立も目標とした「多様な働き方」に向けた支援**
 - ・他者との交流や本人の生活の質の向上など「働くこと」の意義の評価、就労意欲の喚起
 - ・中間的就労や個別求人開拓など、課題を抱えた者が働ける場などの確保
 - ・就労した者が就労を継続できるような支援

3. 就労支援を行うための体制・連携方策のあり方

- **関係機関との連携強化等**による支援体制の強化
 - ・就労支援員の増配置やケースワーカーとの協働による組織的な支援、生活困窮者自立支援機関との連携
 - ・ハローワーク、シルバー人材センター、障害就労支援機関などとの連携体制の強化

4. 就労支援の実施状況の評価のあり方

- 課題を抱える者に対する就労支援について**きめ細やかな効果の把握・評価**
 - ・年齢階層別の就職率・増収率など適切な評価指標の整理
 - ・日常生活や社会生活の改善に関する評価指標の設定

5. 稼働能力の評価、指導指示のあり方

- 稼働能力の評価や指導指示のあり方の再整理
 - ・稼働能力の評価を行う場合の判断項目や判断例の整理
 - ・「就労指導」と「就労支援」の区分や、手順等の整理

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

文部科学省
作成資料

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
((令和2年度の在学生(既入学者も含む) から対象))
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

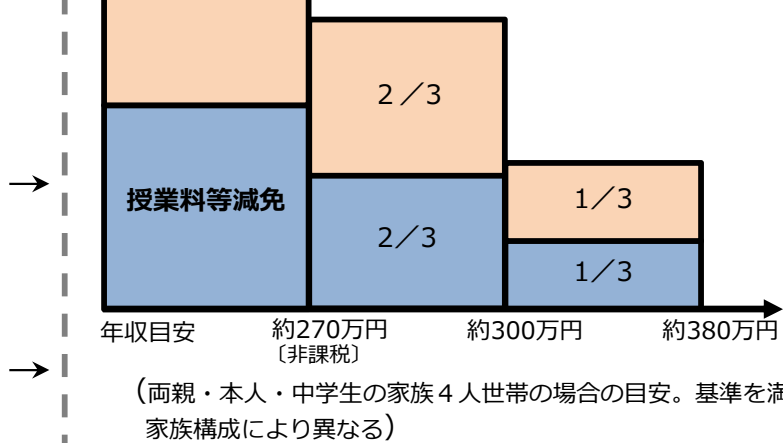
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



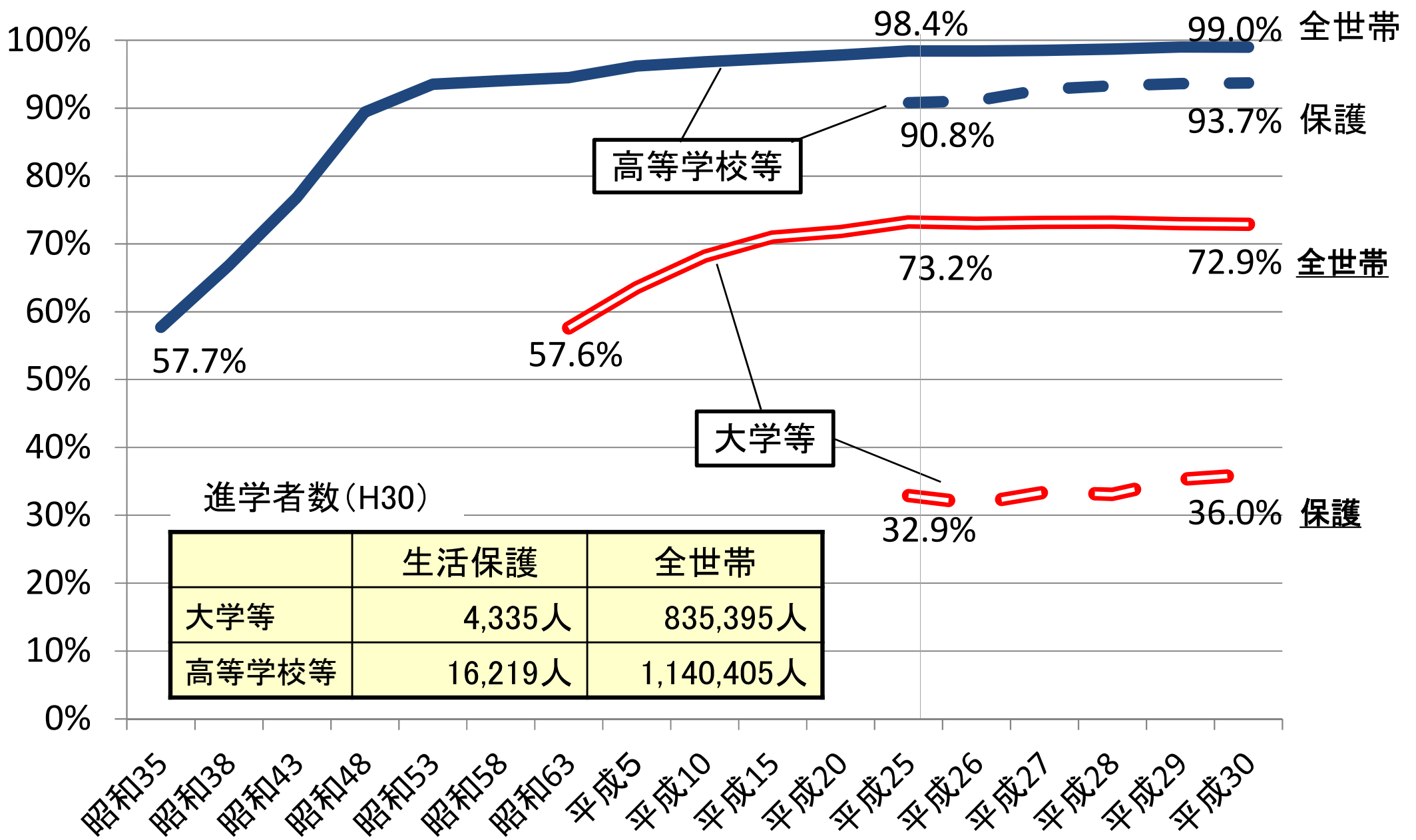
支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等学校等、大学等進学率の推移



生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

【令和2年度予算(案)】 975,000千円 (令和3年1月～3月実施事業)
 実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
 負担率：3/4

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- 「**被保護者健康管理支援事業**」を令和3(2021)年1月から必須事業として全福祉事務所で実施することとしており、施行に向けて試行事業の実施などの準備を進めていくとともに、法施行後、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状(健康・医療等情報、社会資源等)を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握(地域分析を実施)

② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の**取組例のオに加え、ア～エから選択**

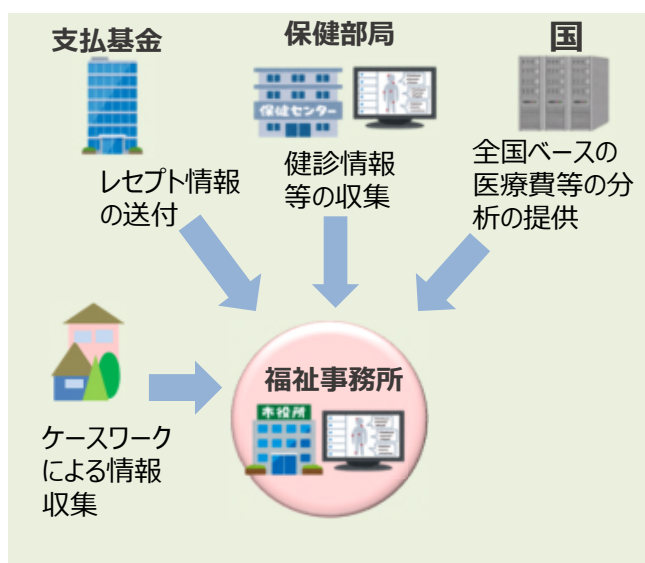
- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援(重症化予防)
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施



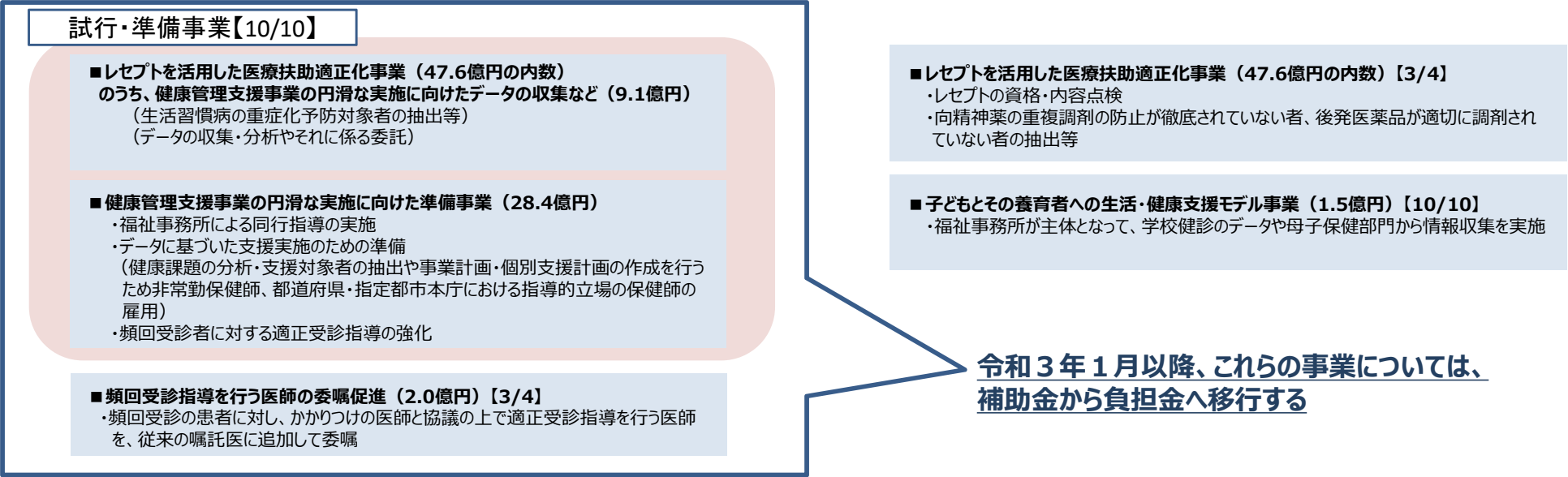
健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

被保護者健康管理支援事業の創設について

既存予算の再編

- 「被保護者健康管理支援事業」の所要額として、満年度で39億円、令和2年度予算ベースで9.75億円を負担金に計上する。
- 既存予算のうち、
 - ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の試行分(9.1億円)
 - ・健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業(28.4億円)
 - ・頻回受診指導を行う医師の委嘱促進(2億円)を統合して負担金に計上。
- 一方、子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業(1.5億円)は、必須事業のメニューとして位置付けないため、統合しない。

【参考】令和元年度予算事業における関連メニュー



令和2年度予算案

- (目)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
 - (目細)被保護者健康管理支援事業費・・・ 9. 75億円
- (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
 - (目細)生活保護適正化等事業費
 - ・「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備及びデータの収集等」・・・29. 25億円(＝39億円×9箇月/12箇月)

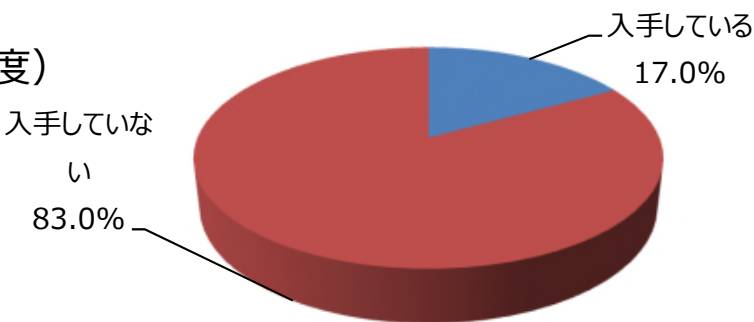
福祉事務所による被保護者の健診受診状況等の把握に関する現状

- 福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握は、現状においても十分とはいえない。

- 福祉事務所設置自治体に対し、平成27年度、調査を行った結果は下記の通りであった。

- 福祉事務所における健康診査結果の取得率（平成27年度）

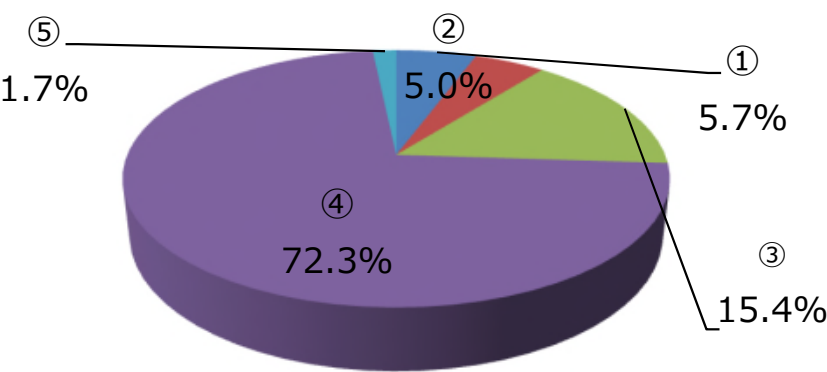
・入手している	<u>17%</u>	<u>(136自治体)</u>
・入手していない	<u>83%</u>	<u>(675自治体)</u>



- 平成30年度の状況においても、7割の福祉事務所は健診関連データを入手できていない（アンケート調査結果より）。

- 福祉事務所における、健康診査の受診情報（受診した/しない）や、要医療や要保健指導等の結果、詳細な検査結果（腹囲や血液検査等の結果）の取得状況（平成30年度）

- ①受診情報（受診した/しない）のみ取得
5.7% (41自治体)
- ②結果（要医療機関受診や要保健指導か否か）まで取得
5.0% (36自治体)
- ③詳細な結果（腹囲や血液検査等の結果）まで取得
15.4% (111自治体)
- ④取得していない
72.3% (522自治体)
- ⑤健診が実施されていない
1.7% (12自治体)



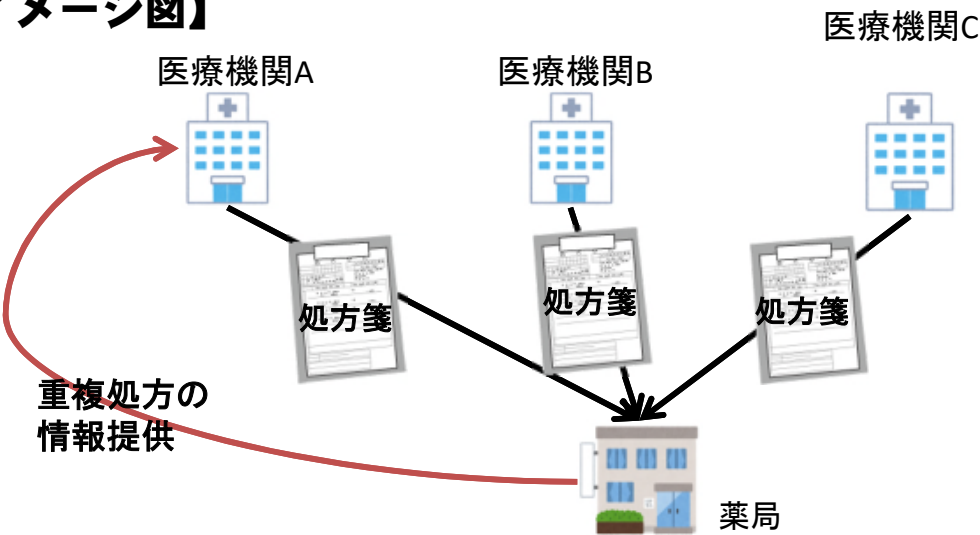
【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対し適正受診指導を行う。

【イメージ図】



【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- ① 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- ② 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- ③ 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するように指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

【イメージ図】



2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額①(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の 基準額 (2018年 9月以前) (A)	見直し 1 年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し 2 年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し 3 年目の基準額 (案) (2020年10月～21年9月)				B / A	C / A
					基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等勘案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等勘案			
					対前年増減率	対①増減率	対前年増減率	(B)	対②増減率	(C)	対前年増減率			
夫婦子 1 人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1 級地の 1	14.8 万円	14.7 万円	-0.8%	14.6 万円	-0.8%	14.8 万円	0.6%	14.5 万円	-0.8%	14.7 万円	-0.8%	-2.4%	-1.1%
	2 級地の 1	13.5 万円	13.5 万円	0.1%	13.5 万円	0.1%	13.7 万円	1.5%	13.5 万円	0.1%	13.7 万円	0.1%	0.2%	1.6%
	3 級地の 2	12.0 万円	12.2 万円	1.7%	12.4 万円	1.6%	12.6 万円	3.1%	12.6 万円	1.6%	12.8 万円	1.6%	5.0%	6.5%
夫婦子 2 人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1 級地の 1	18.5 万円	18.2 万円	-1.7%	17.9 万円	-1.7%	18.2 万円	-0.3%	17.6 万円	-1.7%	17.8 万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	2 級地の 1	16.9 万円	16.6 万円	-1.7%	16.3 万円	-1.7%	16.5 万円	-0.3%	16.0 万円	-1.7%	16.2 万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	3 級地の 2	14.4 万円	14.3 万円	-1.2%	14.1 万円	-1.2%	14.3 万円	0.2%	13.9 万円	-1.2%	14.1 万円	-1.2%	-3.6%	-2.2%
母子世帯 (子 1 人) (30代親、 小学生)	1 級地の 1	11.5 万円	11.7 万円	1.6%	11.8 万円	1.6%	12.0 万円	3.0%	12.0 万円	1.6%	12.2 万円	1.6%	4.9%	6.4%
	2 級地の 1	10.4 万円	10.7 万円	2.9%	11.0 万円	2.8%	11.1 万円	4.2%	11.3 万円	2.7%	11.4 万円	2.7%	8.6%	10.1%
	3 級地の 2	9.3 万円	9.7 万円	4.4%	10.1 万円	4.3%	10.2 万円	5.7%	10.5 万円	4.1%	10.7 万円	4.1%	13.4%	15.0%
母子世帯 (子 2 人) (40代親、 中学生と小学生)	1 級地の 1	15.5 万円	15.3 万円	-1.4%	15.1 万円	-1.5%	15.3 万円	-0.1%	14.9 万円	-1.5%	15.1 万円	-1.5%	-4.3%	-3.0%
	2 級地の 1	14.1 万円	14.0 万円	-1.2%	13.8 万円	-1.2%	14.0 万円	0.2%	13.6 万円	-1.2%	13.8 万円	-1.2%	-3.6%	-2.3%
	3 級地の 2	12.4 万円	12.5 万円	0.7%	12.6 万円	0.7%	12.8 万円	2.1%	12.7 万円	0.7%	12.8 万円	0.7%	2.1%	3.6%
母子世帯 (子 2 人) (40代親、 高校生と中学生)	1 級地の 1	16.3 万円	16.0 万円	-1.5%	15.8 万円	-1.5%	16.0 万円	-0.1%	15.6 万円	-1.5%	15.8 万円	-1.5%	-4.4%	-3.0%
	2 級地の 1	14.8 万円	14.6 万円	-1.7%	14.3 万円	-1.7%	14.5 万円	-0.3%	14.1 万円	-1.7%	14.3 万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	3 級地の 2	12.7 万円	12.7 万円	0.2%	12.8 万円	0.2%	12.9 万円	1.6%	12.8 万円	0.2%	13.0 万円	0.2%	0.5%	1.9%

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額②(案)

生活扶助基準本体 + 児童養育加算 + 母子加算

世帯類型	級地	見直し前の 基準額 (2018年 9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
					基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等勘案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等勘案			
					対前年増減率	対①増減率	対前年増減率	(B)	対②増減率	(C)	対前年増減率			
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	15.8万円	15.7万円	-0.8%	15.6万円	-0.8%	15.8万円	0.7%	15.5万円	-0.8%	15.7万円	-0.8%	-2.3%	-0.9%
	2級地の1	14.5万円	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.7万円	1.5%	14.5万円	0.1%	14.7万円	0.1%	0.2%	1.6%
	3級地の2	13.0万円	13.2万円	1.5%	13.4万円	1.5%	13.6万円	3.0%	13.6万円	1.5%	13.8万円	1.5%	4.6%	6.1%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	20.5万円	20.2万円	-1.5%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-0.1%	19.6万円	-1.6%	19.9万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%
	2級地の1	18.9万円	18.6万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	18.6万円	-0.1%	18.0万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%
	3級地の2	16.4万円	16.3万円	-1.0%	16.1万円	-1.1%	16.3万円	0.4%	15.9万円	-1.1%	16.1万円	-1.1%	-3.1%	-1.7%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	14.7万円	14.8万円	0.3%	14.8万円	0.3%	15.1万円	1.8%	14.9万円	0.3%	15.1万円	0.3%	0.9%	2.4%
	2級地の1	13.5万円	13.6万円	1.2%	13.8万円	1.1%	14.0万円	2.7%	14.0万円	1.1%	14.2万円	1.1%	3.5%	5.1%
	3級地の2	12.2万円	12.5万円	2.4%	12.8万円	2.3%	13.0万円	3.9%	13.1万円	2.2%	13.3万円	2.1%	7.0%	8.6%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	20.0万円	19.7万円	-1.3%	19.4万円	-1.4%	19.7万円	0.1%	19.2万円	-1.5%	19.5万円	-1.5%	-4.1%	-2.6%
	2級地の1	18.4万円	18.2万円	-1.2%	18.0万円	-1.2%	18.3万円	0.3%	17.7万円	-1.3%	18.0万円	-1.3%	-3.6%	-2.1%
	3級地の2	16.5万円	16.6万円	0.3%	16.6万円	0.2%	16.9万円	1.8%	16.6万円	0.2%	16.9万円	0.2%	0.8%	2.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	19.7万円	20.5万円	3.7%	20.2万円	-1.4%	20.5万円	0.1%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-1.5%	0.7%	2.3%
	2級地の1	18.1万円	18.8万円	3.9%	18.5万円	-1.6%	18.8万円	0.0%	18.2万円	-1.7%	18.5万円	-1.7%	0.6%	2.1%
	3級地の2	15.8万円	16.8万円	6.2%	16.8万円	-0.2%	17.1万円	1.4%	16.8万円	-0.2%	17.0万円	-0.2%	5.8%	7.5%

＜消費動向等勘案＞

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%、児童養育加算及び母子加算は+1.9%】

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額③(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の 基準額 (2018年 9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
					基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等勘案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等勘案			
					対前年増減率	対①増減率	対前年増減率	(B)	対②増減率	(C)	対前年増減率			
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	8.0万円	7.9万円	-1.7%	7.8万円	-1.7%	7.9万円	-0.3%	7.6万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	-5.0%	-3.6%
	2級地の1	7.2万円	7.2万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	7.2万円	0.5%	7.0万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	-2.7%	-1.4%
	3級地の2	6.5万円	6.5万円	0.6%	6.6万円	0.6%	6.7万円	2.1%	6.6万円	0.6%	6.7万円	0.6%	1.9%	3.3%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	12.0万円	0.5%	12.1万円	0.5%	12.3万円	2.0%	12.2万円	0.5%	12.3万円	0.5%	1.6%	3.0%
	2級地の1	10.8万円	11.0万円	1.7%	11.2万円	1.7%	11.4万円	3.1%	11.4万円	1.7%	11.5万円	1.7%	5.1%	6.6%
	3級地の2	9.7万円	10.0万円	3.2%	10.3万円	3.1%	10.5万円	4.6%	10.6万円	3.0%	10.8万円	3.0%	9.7%	11.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地の1	8.0万円	7.8万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	7.8万円	-0.3%	7.6万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	-5.0%	-3.6%
	2級地の1	7.2万円	7.1万円	-1.6%	7.0万円	-1.7%	7.1万円	-0.3%	6.9万円	-1.7%	7.0万円	-1.7%	-4.9%	-3.6%
	3級地の2	6.4万円	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	6.5万円	1.3%	6.4万円	-0.1%	6.5万円	-0.1%	-0.3%	1.1%
高齢単身世帯 (70歳)	1級地の1	7.5万円	7.4万円	-0.6%	7.4万円	-0.6%	7.5万円	0.8%	7.3万円	-0.7%	7.4万円	-0.7%	-1.9%	-0.5%
	2級地の1	6.7万円	6.8万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.9万円	2.0%	6.9万円	0.5%	7.0万円	0.5%	1.6%	3.1%
	3級地の2	6.0万円	6.2万円	2.2%	6.3万円	2.2%	6.4万円	3.6%	6.4万円	2.1%	6.5万円	2.1%	6.6%	8.1%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地の1	7.5万円	7.3万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	7.3万円	-0.3%	7.1万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	2級地の1	6.7万円	6.6万円	-1.4%	6.6万円	-1.5%	6.6万円	-0.1%	6.5万円	-1.5%	6.5万円	-1.5%	-4.3%	-2.9%
	3級地の2	6.0万円	6.0万円	0.2%	6.1万円	0.2%	6.1万円	1.6%	6.1万円	0.2%	6.2万円	0.2%	0.6%	2.1%

＜消費動向等勘案＞

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額④(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の 基準額 (2018年 9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)	見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A	
				基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等勘案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等勘案				
				対前年増減率	対①増減率	対前年増減率	対②増減率	対前年増減率	対③増減率					
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	11.9万円	-0.3%	11.9万円	-0.3%	12.0万円	1.1%	11.8万円	-0.3%	12.0万円	-0.3%	-0.8%	0.6%
	2級地の1	10.8万円	10.9万円	0.9%	11.0万円	0.9%	11.1万円	2.3%	11.1万円	0.9%	11.2万円	0.9%	2.7%	4.1%
	3級地の2	9.6万円	9.9万円	2.4%	10.1万円	2.4%	10.2万円	3.8%	10.3万円	2.3%	10.5万円	2.3%	7.3%	8.8%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	11.0万円	0.2%	11.1万円	0.2%	11.2万円	1.6%	11.1万円	0.2%	11.2万円	0.2%	0.7%	2.1%
	2級地の1	9.9万円	10.1万円	1.4%	10.2万円	1.4%	10.4万円	2.9%	10.4万円	1.4%	10.5万円	1.4%	4.3%	5.8%
	3級地の2	8.9万円	9.2万円	3.1%	9.4万円	3.0%	9.6万円	4.4%	9.7万円	2.9%	9.9万円	2.9%	9.3%	10.8%

<消費動向等勘案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

参 考

今回の生活保護基準の見直しの概要(平成30年10月から3段階施行)

<生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

<生活扶助基準の検証結果>

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

<有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒見直し後:月1万円／高校生まで
母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒見直し後:平均月1.7万円

<検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることにしている。

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ➡ ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

2. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- ➡ ○ 30年度は影響は無い。
- 31年度以降の税制改正において対応を検討
- 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- ➡ ○ 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼

【令和元年9月27日時点】

生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受けうる他制度について(令和2年度の対応)

1. 国の制度		計47件
① できる限り影響が及ばないよう対応するもの又は影響が生じないもの		計43件
厚生労働省: 26件	介護保険料や高額介護サービス費等の負担額の減免、障害福祉サービスの利用者負担、難病法に基づく医療費助成、国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用 等	
文部科学省: 6件	就学援助制度における学用品費等の支給、幼稚園就園奨励費補助、私立高等学校等授業料減免、高校生等奨学給付金 等	
国土交通省: 3件	独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付、住宅防音工事補助、生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付	
法務省: 2件	民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予、民事再生法再生法上の収入等から控除される最低生活費	
内閣府: 2件	遅延損害金の免除、特定教育・保育施設等の利用料の減免	
防衛省: 2件	住宅防音事業(空気調和機器機能復旧工事)、空気調和機器稼働事業	
公害等調整委員会: 1件	公害等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除	
特許庁: 1件	特許料金(特許料・審査請求料等)の減免措置	
② 生活保護と同様の給付を行っているような制度で、生活保護の基準の例により給付を行うもの		計4件
厚生労働省: 3件	中国残留邦人等に対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費 等	
人事院: 1件	一般職の国家公務員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときの給与の支給	

【平成30年1月19日 閣僚懇談資料】

第5 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）

（1）社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において以下の 1）～7）に関して、必要な取組を進めていただきたい。

1）令和元年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置により、令和 2 年 3 月末までの間、4 名以上としてきたところである。所轄庁においては、経過措置適用法人からの相談に応じるとともに、評議員の確保に向けた支援を行っていただいております。感謝申し上げます。

本年3月末の経過措置期間の満了までの間に経過措置を適用している全ての法人が評議員を確保できるよう、引き続き、法人に対する支援に特段の配慮をお願いしたい。

2) 会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

平成30年度においては、特定社会福祉法人については326法人、会計監査人の設置義務のない法人については99法人が設置済みとなっている（平成30年7月31日現在）。令和元年度の状況については、現在調査の集計・分析を行っているところであり、追ってお知らせするので、ご了解いただきたい。

なお、会計監査人の設置による効果や導入する場合の課題等について、

- ① 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人
- ② 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人

を対象とした調査を実施しており、平成31年4月に調査結果の概要を、令和元年8月に調査結果の全体を周知しているので、必要に応じ、ご参照いただきたい。

3) 「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」の実施

令和2年度予算（案）において、「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」（予算額（案）：6,740千円）として、小規模法人における経理事務処理体制等の強化を図るため、小規模法人の担当者等を対象に研修を実施することとしている。

研修の日程や内容等の詳細は今後検討の上、お知らせする予定であるので、ご了解の上、管内の市区及び法人等に対する周知にご協力をお願いしたい。

4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、併せて社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

5) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」（地域における公益的な取組に関する委員会）において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。

所轄庁におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の

開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

6) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、「社会福祉法人指導監査実施要綱等に関するアンケート調査について（依頼）」（令和元年 12 月 25 日付け社会・援護局福祉基盤課事務連絡）でお伝えしたように、今般、当該通知の改正に向けた検討を行うための意見を聴取させていただいているところであり、ご協力をお願いしたい。

今後とも、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、来年度においても、今年度に引き続き、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を年度初旬に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。

7) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 29 年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、平成 29 年 6 月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、令和元年 11 月 30 日現在で、20,883 法人が登録し、そのうち、20,713 法人（99.2%）が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度（98.6%）よりも本システムの活用が進んでおり、本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご了承ください。

電子開示システムが、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報提供できるようにするという趣旨を踏まえ、本システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続きご協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

（２）「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」について

今後の人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化の中で、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。こうした現状に対し、社会福祉法人が、今後も、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、高まる地域の期待や役割等に応えていくためには、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働化が進められる環境整備が重要である。

こうしたことから、平成 31 年 4 月から、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開催し、同年 12 月 13 日に報告書を公表した。報告書では、社会福祉法人の連携・協働化を推進する手法として、

- ① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携
- ② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設
- ③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備が挙げられた。

報告書で指摘された内容を踏まえ、「社会福祉連携推進法人（仮称）」の創

設など、所要の法的措置に向けた作業を進めるとともに、以下の１）～３）に関して取組を進めることとしているので、適切な対応をお願いしたい。

１）希望する法人向けの合併等ガイドラインの策定

社会福祉法人の数は約２万法人であるのに対し、合併認可件数は、年間１０～２０件程度で推移している。所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の事例の収集等を行うなど、これらを希望する法人向けのガイドラインの策定を進めており、策定が完了次第、周知することとしているので、ご了解願いたい。

２）「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（令和２年度予算額（案）：１,２２８,１８０千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成３０年度に創設し、令和元年度において、実施主体に一般市区を追加するなどの事業の拡充を図ったところであるが、令和２年度においても、これを継続することとしている。

各自治体におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業の一層積極的な活用をお願いしたい。

３）「社会福祉法人会計基準」について

「社会福祉法人会計基準検討会」において、法人の組織再編に関する会計処理等について検討を行っており、検討状況等を踏まえ、「社会福祉法人会計基準」（平成２８年厚生労働省令第７９号）等の一部改正を検討しているため、ご承知置きいただきたい。

第6 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（プレゼン資料 20 頁及び資料第 6－1～第 6－5 参照）

2025 年（平成 37 年）には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

平成 30 年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2020 年度末には約 216 万人、2025 年度末には約 245 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2016 年度（平成 28 年度）の介護人材数 190 万人に加えて、2020 年度末までに約 26 万人、2025 年度末までに約 55 万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、今後、年間約 6 万人の介護人材を確保することが必要となるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、足下（令和元年 10 月時点）の介護関係職種の有効求人倍率が 4.39 倍となっている。介護人材は、深刻な人材不足の状況にあり、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、平成 27 年 2 月の福祉人材確保専門委員会報

告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和元年度補正予算（案）や令和２年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、第７期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支

援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第6－6参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

今般、少子高齢化の進展に伴い、介護人材の不足が指摘される中（2025年までに約55万人を確保）、外国人介護人材の受入のため、平成29年9月から在留資格「介護」等が開始されたことに伴い、主に外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和元年度補正予算（案）において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（5.2億円）を図る内容を盛り込み、本事業が今後とも安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算（案）のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めると共に、引き続き、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（資料第6－7～第6－10参照）

ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和 2 年度予算（案）においても、82 億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

令和 2 年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施。

○ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言等を実施。

○ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね 3 年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進。

イ 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量

的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、令和元年度の目標の達成状況及び令和2年度の目標設定について報告をお願いする予定であるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていると、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、平成30年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まる新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県におかれて

も、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行ったところである。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成 31 年 4 月 1 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成 29 年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめたところである。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

⑤ 「介護職チームケア実践力向上推進事業」の活用について（資料第6－11参照）

生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていく必要があり、令和2年度予算（案）においては、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進する「介護職チームケア実践力向上推進事業」を新設している。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体（以下、本項において「都道府県等」という。）であり、

- ・ リーダー職などの人材育成（マネジメント、終末期の看取り・認知症の各種症状に応じた対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）、キャリアパスの明確化（介護

助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等)

- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
- ・ 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT 研修等により育成する取組
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもと、多様な人材によるチームケアの実践
- ・ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

を行い、都道府県等において分析を行い国へ報告していただくものである。国においては、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知を図ることとしている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、本事業の積極的な活用を検討されたい。

⑥ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（資料第 6－12 参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和 2 年度予算（案）においても、引き続き、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護事業所の事業主に対しても、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護業界の意識改革を図ることとしている。

⑦ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認いただき、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第 6－13 参照）

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況であ

る。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、避難指示解除準備区域等の解除が順次行われてきたところであり、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、令和 2 年度予算（案）においては、平成 30 年度予算において拡充を図った相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、全国の介護施設等からの応援職員に対する支援などについて、引き続き実施できるよう東日本大震災復興特別会計に 1.8 億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方には本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

（４）都道府県における介護人材の推計について

介護人材の推計については、国の介護保険事業（支援）基本指針（※）において、都道府県が作成する介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項に位置づけられており、第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、各都道府県にご協力いただき、平成 30 年 5 月に公表したところである。

※ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 30 年告示第 57 号）（抄）

第三・一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

（略）二千二十五年度（平成三十七年度）に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、（中略）中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めること

が重要である。

各都道府県におかれては、今後、第 8 期介護保険事業支援計画を策定していくに当たり、介護人材の推計を改めて行う必要があることから、来年度、人材推計に必要なワークシートを提供するとともに、推計の結果を提出していただくようお願いする予定である。

(5) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和 2 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和 2 年 3 月 7 日 (土)	令和 2 年 1 月 14 日 (火) ～2 月 12 日 (水)
令和 2 年 3 月 15 日 (日)	令和 2 年 2 月 25 日 (火) ～3 月 6 日 (金)

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和 2 年 3 月 7 日 (土)	令和 2 年 1 月 14 日 (火) ～2 月 12 日 (水)

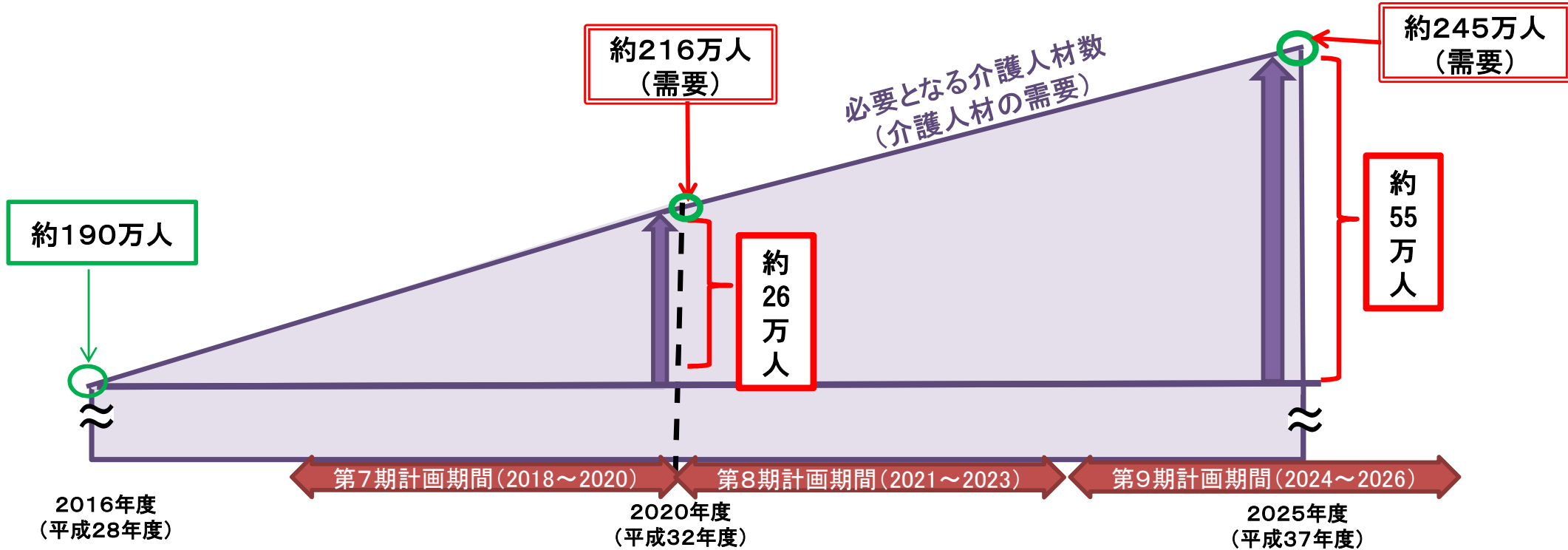
イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和元年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

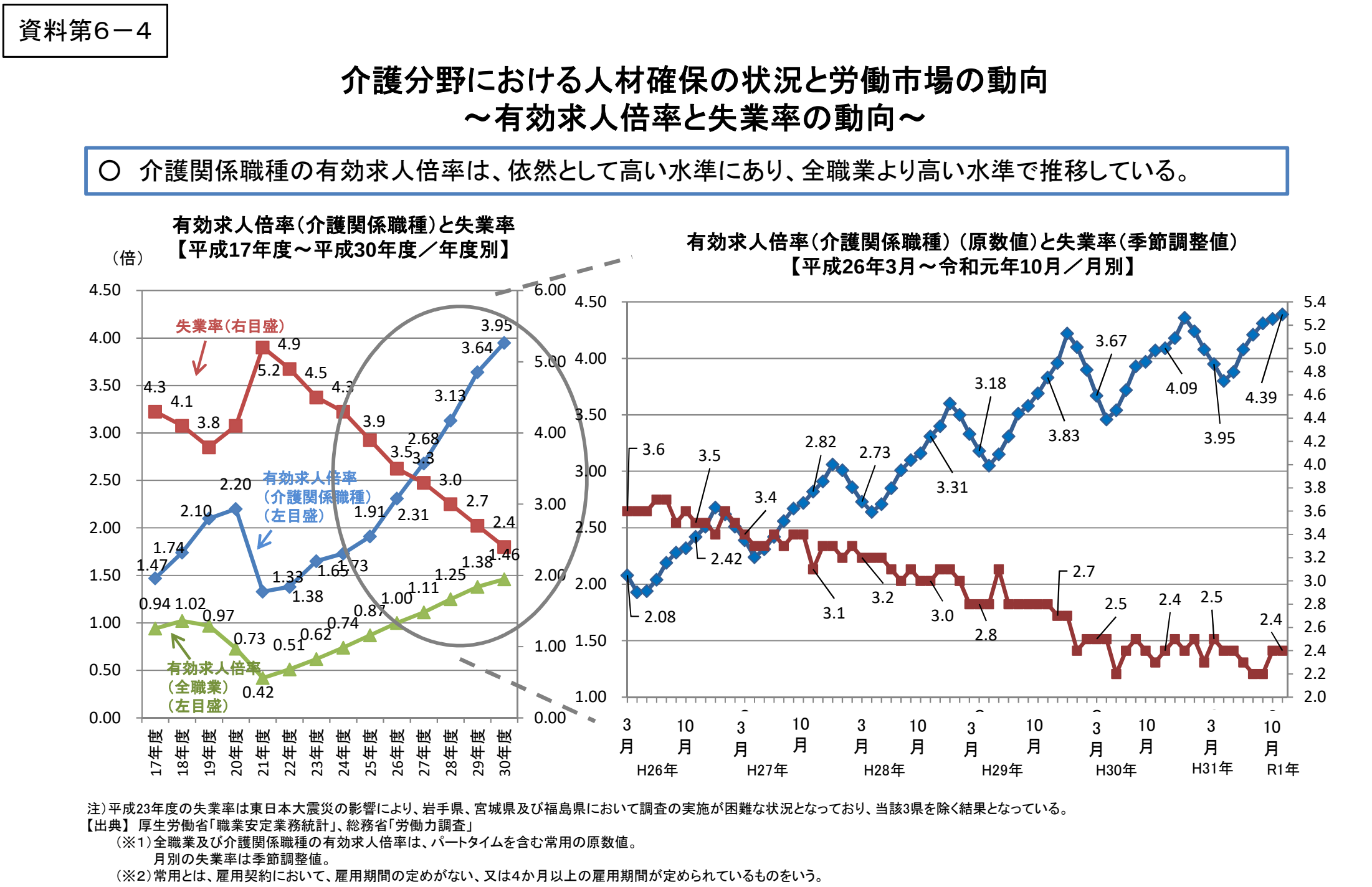
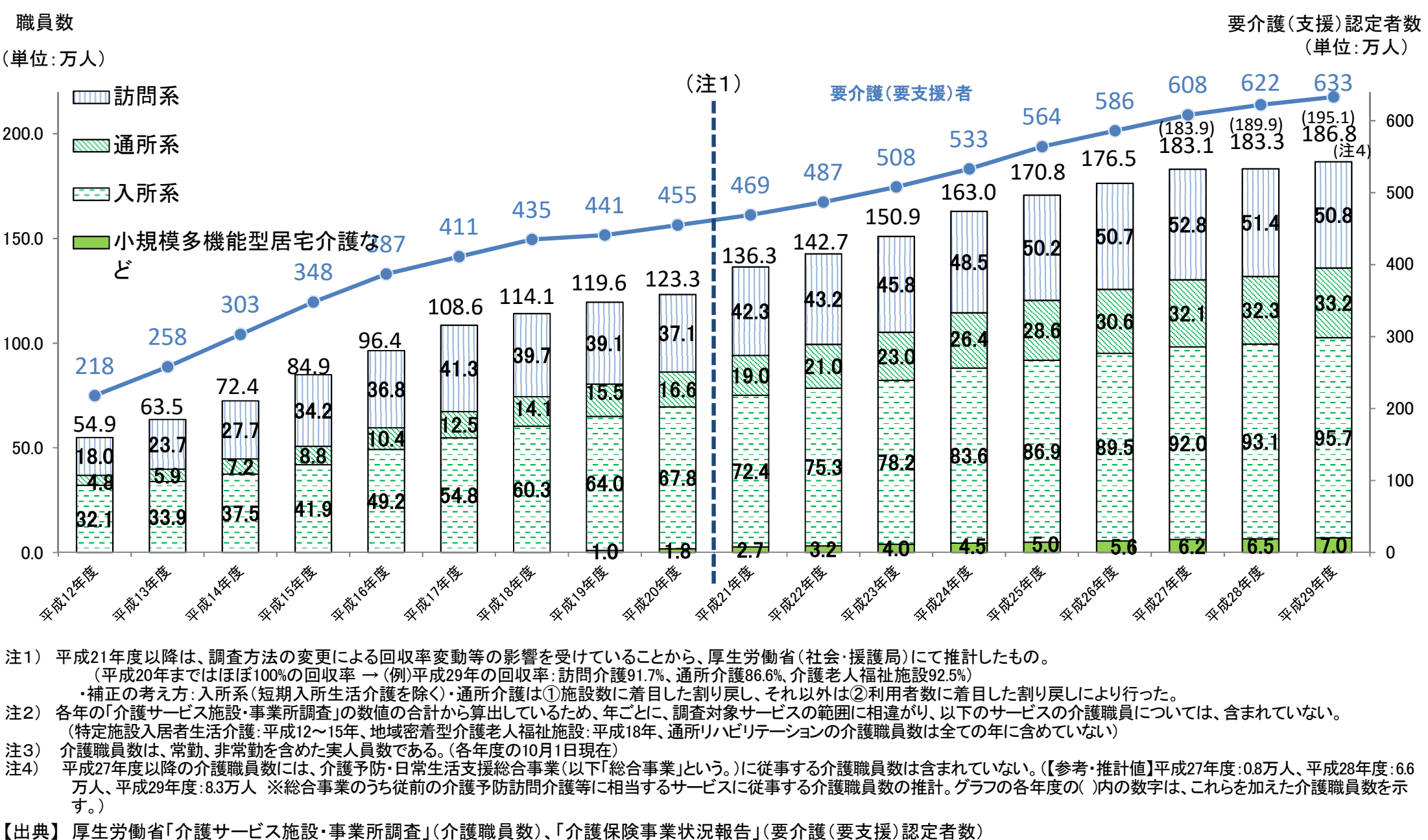


注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

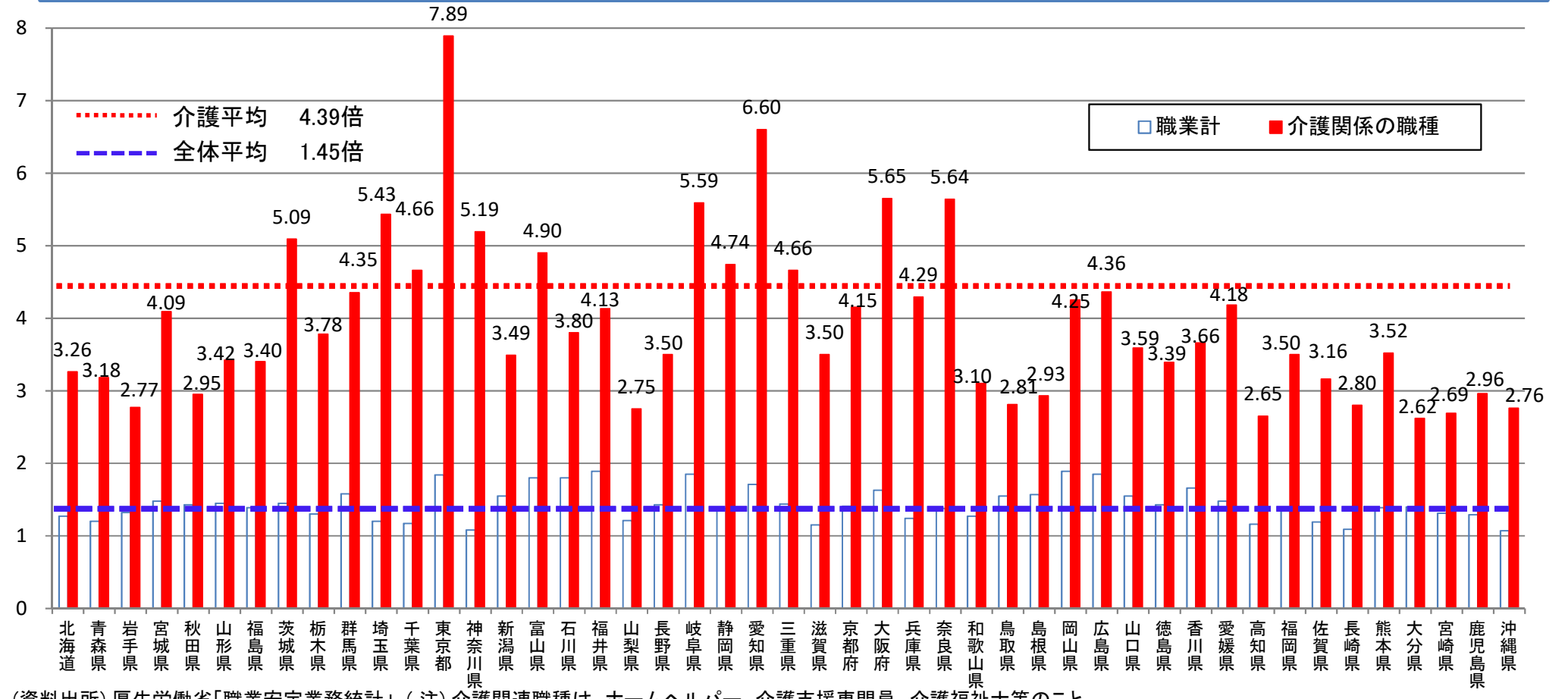
注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

これまでの主な対策		さらに講じる主な対策	
介護職員の 処遇改善	(実績)月額平均5.7万円の改善 〔月額平均1.4万円の改善(29年度～) 月額平均1.3万円の改善(27年度～) 月額平均0.6万円の改善(24年度～) 月額平均2.4万円の改善(21年度～)〕	+	◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
	○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援 ○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援	+	◎ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナーの実施 ◎ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
	○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援	+	◎ リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上 ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 生産性向上ガイドラインの普及 ◎ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ○ 介護を知るための体験型イベントの開催	+	◎ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
	○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援 (介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)	+	◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備 (現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)



○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年<>は割合	77.3万人<10.6%>	70.7万人<11.4%>	99.3万人<10.9%>	80.8万人<10.8%>	105.0万人<11.9%>		146.9万人<10.9%>		26.5万人<16.1%>	18.9万人<18.4%>	19.0万人<16.9%>	1632.2万人<12.8%>
2025年<>は割合 ()は倍率	120.9万人<16.8%> (1.56倍)	107.2万人<17.5%> (1.52倍)	146.7万人<16.2%> (1.48倍)	116.9万人<15.7%> (1.45倍)	150.7万人<17.7%> (1.44倍)		194.6万人<14.1%> (1.33倍)		29.5万人<19.5%> (1.11倍)	20.9万人<23.6%> (1.11倍)	21.0万人<20.6%> (1.10倍)	2180.0万人<17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

令和元年度補正予算額案：5.2億円

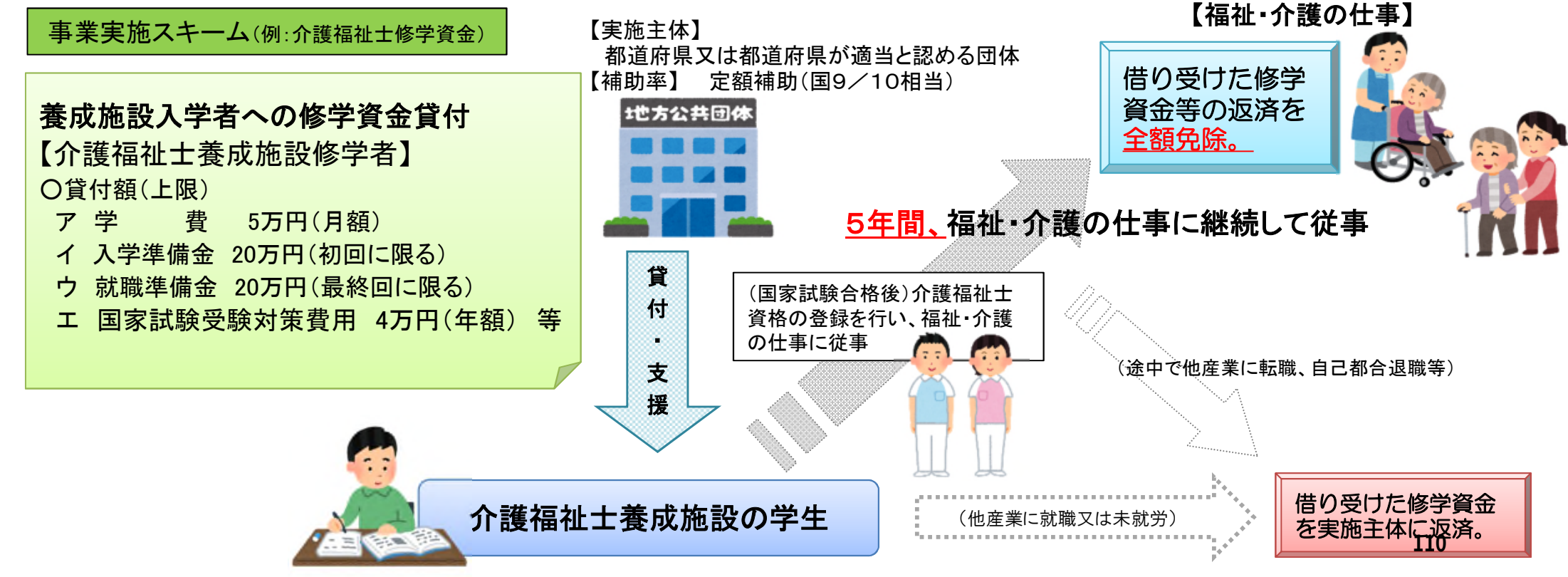
【要求要旨】

少子高齢化の進展に伴い、介護人材の不足が指摘される中（2025年までに55万人を確保）、外国人介護人材の受入のため、在留資格「介護」や特定技能制度等が開始されたことに伴い、主に外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【所要額】 5 1 8 , 4 5 7 千円



○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※赤字下線は令和2年度新規・拡充メニュー

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、<u>支え合い活動継続のための事務支援</u> ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、<u>参入促進セミナーの実施</u>、介護の周辺業務等の体験支援 ○ <u>人材確保のためのボランティアポイントの活用支援</u> ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や<u>1号特定技能外国人等の受入環境整備</u> 等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員、<u>介護相談員育成</u>に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ <u>チームオレンジ・コーディネーターなど</u>認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する<u>介護ロボット・ICTの導入支援や業務改善支援（拡充）</u> ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ <u>介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備</u> 等
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、<u>市区町村単位</u>での協議会等の設置 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ <u>離島、中山間地域等への人材確保支援</u>		

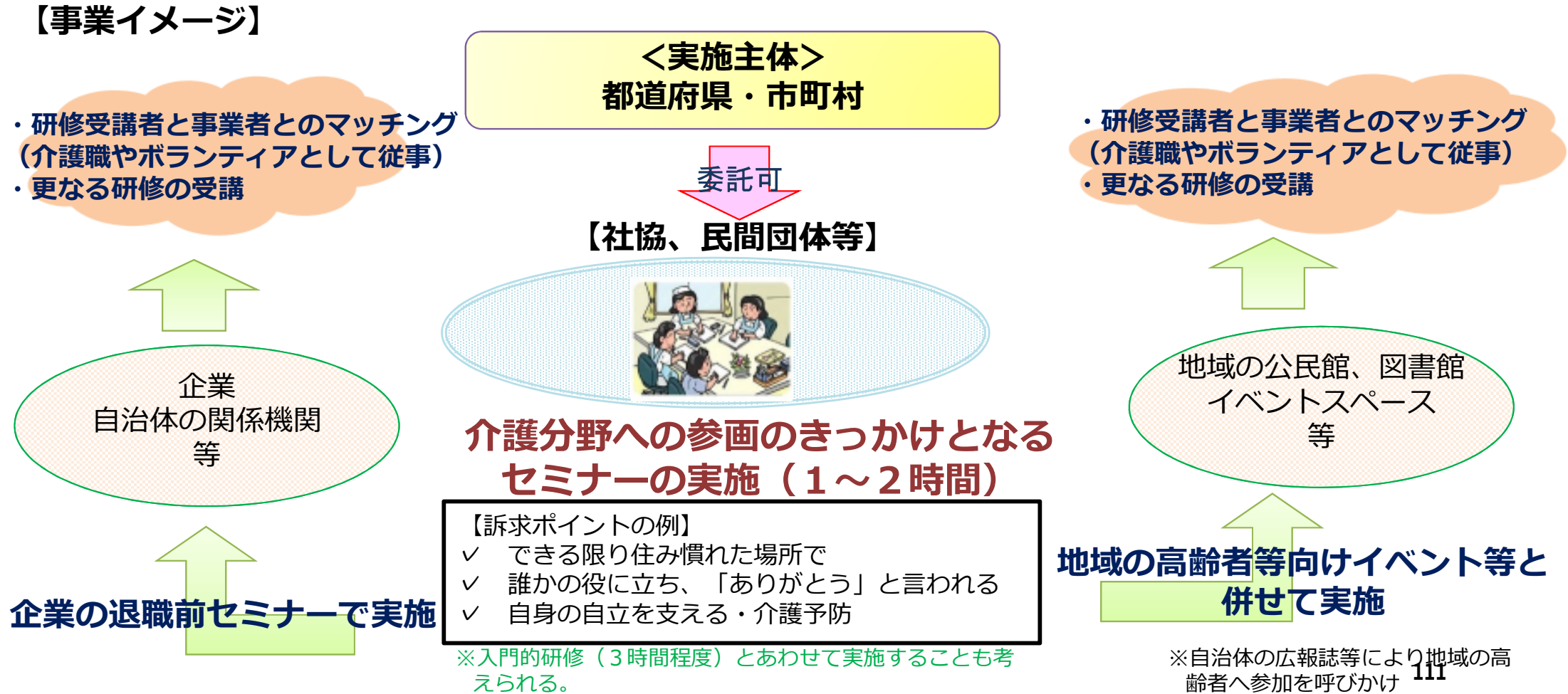
資料第6－8

新

介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 2025年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。
- 平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修（入門的研修・3～21時間）を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー（1～2時間）を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。



- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、①職場の人間関係に問題があったため（20.0%）、②結婚・出産・妊娠・育児のため（18.3%）、③法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため（17.8%）が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。
- このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

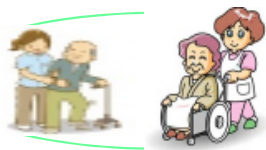
【社協、民間団体等】



相談

助言等

【介護職員】



【取組例】

【相談窓口の設置】

- 相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。
 - ・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）
 - ・ 電話による相談
 - ・ メール・SNSによる24時間相談受付
 - ・ 施設・事業所に対する出張相談
 - ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）

※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。

※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

【相談窓口の普及】

- 相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知
- 相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の離職の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。
- このため、一定区域の若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【民間団体等】



合同入職式・交流会等の開催

【若手介護職員】



【取組例】

- 入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

【入職時のネットワーク構築】

- 施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催（グループワーク等も実施）
- 経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
- 所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

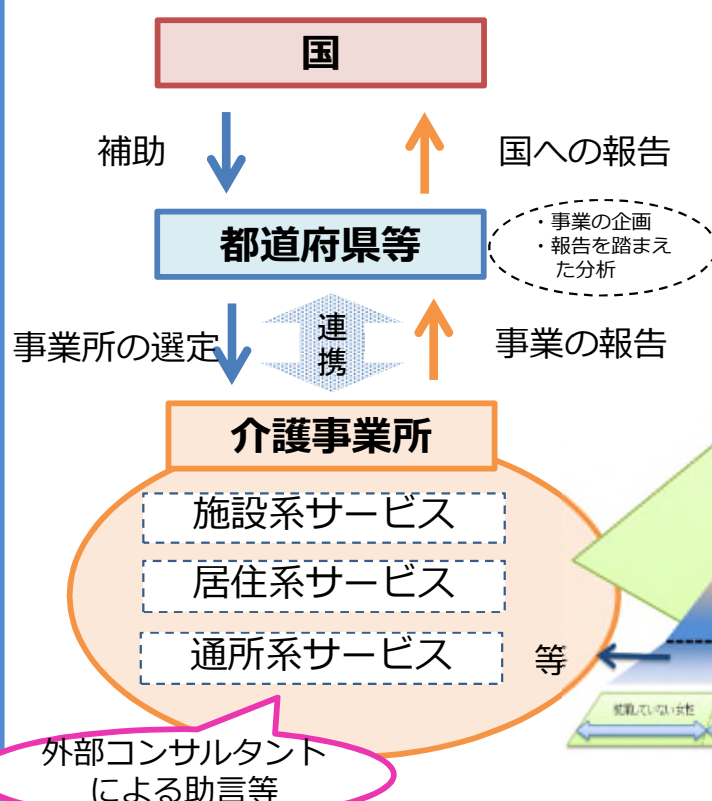
【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

- 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催（グループワーク等も実施）
 - 若手介護職員による介護技術コンテストの開催
 - 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR 等
- ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

【令和2年度予算案】591,420千円（0千円）

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に合ったサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要。
- このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。こうした取組に係るかかり増し費用の助成等を行い、その成果の全国展開を図る。

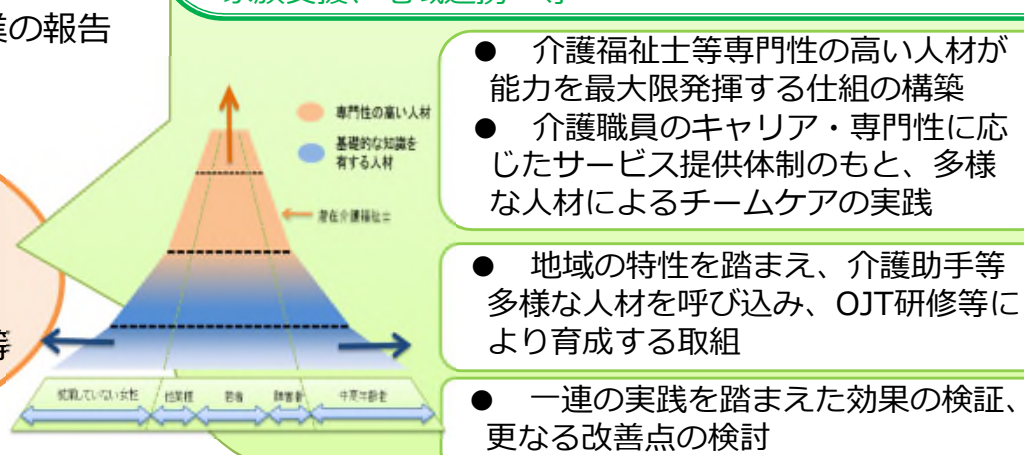
【事業イメージ】



【取組例】

◎ 生産性向上ガイドラインを踏まえ、外部コンサルタントを活用し、以下の視点により、チームケアの実践力向上の取組をさらに推し進め、これを全国展開していく。

- ・ リーダー職などの人材育成、キャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気付き、コミュニケーション等）
- ・ 事故発生防止、ヒヤリハットの減少
- ・ 家族支援、地域連携 等



報告書の作成



- 取組を実施する自治体ごとに以下の項目を整理。
- 地域の特性等、事業実施の背景
 - 取組の内容、ねらい
 - 効果測定、検証
 - 都道府県等による所見 等

国において、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】

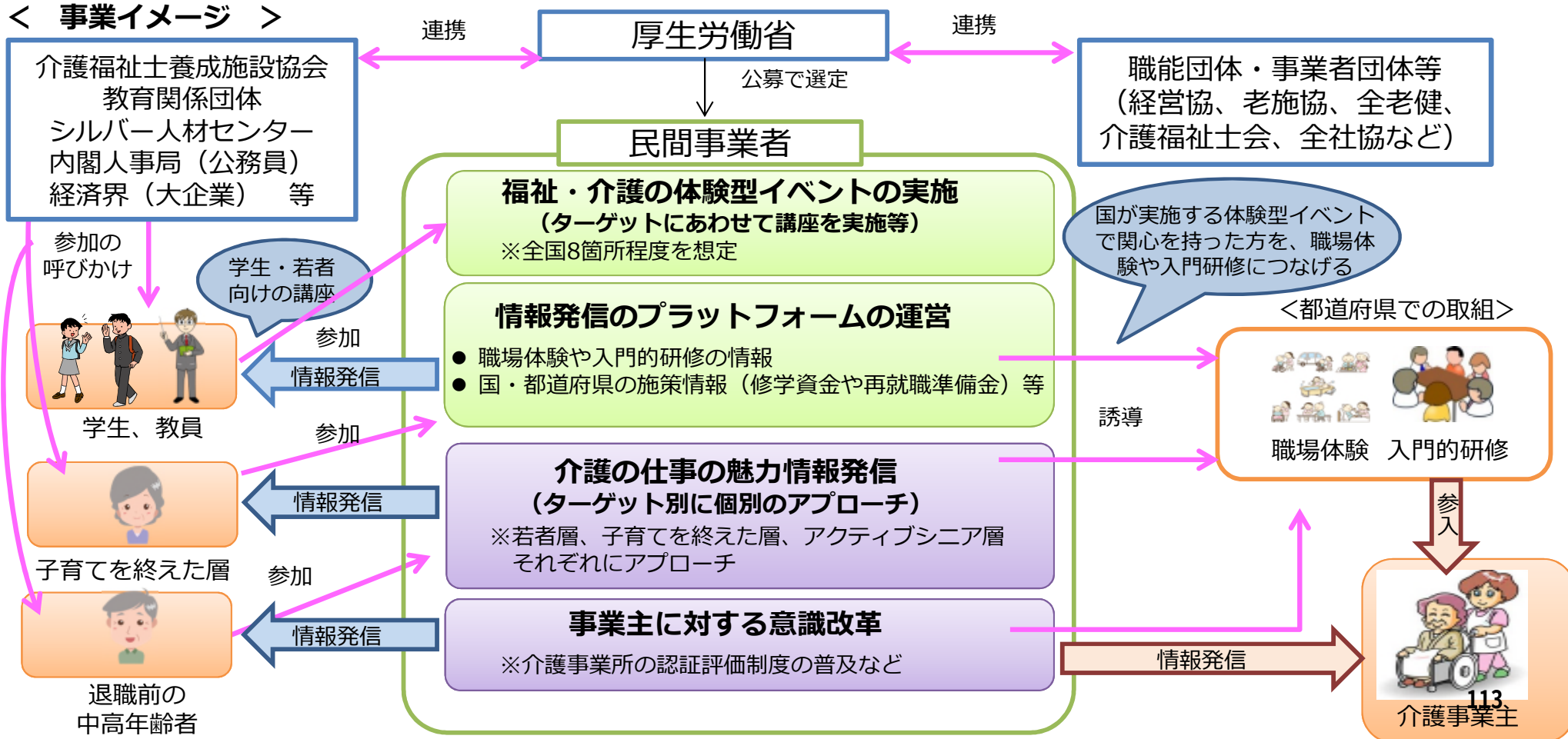
定額補助

「介護のしごと魅力発信等事業」の推進

【令和2年度予算案】684,274千円（684,274千円）

- 福祉・介護の体験型イベントや情報発信のプラットフォームの運営、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチにより、介護の仕事の魅力情報を発信するとともに、介護のイメージ転換を図る。（ターゲット別アプローチの例）
- ・ 若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等
 - ・ 子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等
 - ・ アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対して、例えばワークライフバランスの重要性を始め介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。

< 事業イメージ >



東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

＜ 事業スキーム ＞

実施主体:福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】
①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者

【貸付内容】
(1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
(2)就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
①世帯赴任加算
・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
・ 単身赴任の場合 … 20万円
②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
・ 20万円を上限(実費の範囲内)

住まいの確保支援
現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

